

令和2年

決算審査特別委員会会議録

令和2年9月30日

(第 3 日)

忠岡町議会

令和2年 決算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	三宅 良矢	副委員長	前川 和也
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	勝元由佳子

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	村田 健次		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長兼産業振興課長	
教育部長	二重 幸生		谷野 栄二
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防署長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長 (三宅良矢議員)

昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を再開させていただきます。

(「午前9時59分」開会)

委員長 (三宅良矢議員)

本日は、総括質疑から入りますが、理事者側より訂正等があるみたいなので。

地域福祉課 (畑中孝昭課長)

委員長。

委員長 (三宅良矢議員)

畑中課長、どうぞ。

地域福祉課 (畑中孝昭課長)

決算書の69ページの民生費の児童発達支援事業費につきまして、松井議員より児童発達支援事業費の中で児童発達支援の人数が10人ということは、決算額から見ると、1人当たり1,000万程度の予算が必要ではないかということでありましたが、児童発達支援事業費の中には、児童発達支援と放課後等デイサービス及び児童相談支援の3つの事業が決算額で合わせて上がっており、児童発達支援のみの決算額としましては、1,961万9,490円となり、単純に決算額より人数で割りますと、1人当たり約190万円となります。

申し訳ありませんが、訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、3項目をもう1回言っていただいていた方がいいですか。

地域福祉課 (畑中孝昭課長)

児童発達支援事業費の3項目ですね。児童発達支援、あと放課後等デイサービス、最後に児童発達支援、この3つの事業で1つの事業費となっております。

委員 (勝元由佳子議員)

児童発達支援を2回。

委員長 (三宅良矢議員)

2回言いました。

地域福祉課 (畑中孝昭課長)

すみません、児童発達支援と放課後等デイサービス、最後に児童相談支援の3つの事業となっております。

委員長 (三宅良矢議員)

他にございますでしょうか。泉元課長。

高齢介護課 (泉元喜則課長)

決算書の179ページの介護保険特別会計の中の健康支援システム使用料175万1,940円の内訳について、昨日、勝元議員よりご質問がございました。改めて報告させていただきます。

インターバル速歩事業を行っており、前期の支払いが30人分で108万8,640円、後期の支払いが15人分で66万3,300円。合計が175万1,940円となっております。

以上でございます。

委員長（三宅良矢議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

決算書の156ページ、国保特別会計の中で、昨日、勝元議員のほうからフードモデルの購入についてのご質問がございました。このフードモデルにつきまして、令和元年度中に購入はしておりませんでした。実際、購入いたしましたのは平成29年度に購入しております、その際の支出費目といたしましては、保健センター費で購入しております。これは糖尿病性腎症における栄養士の観点から、食事の指導をするために必要ということで購入したという次第でございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、総括質疑に入らせていただきます。総括質疑、各委員でございますでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと聞き漏れたことをお聞きしていいですかね。もう駄目。

委員長（三宅良矢議員）

漏れたこと。

委員（勝元由佳子議員）

2日間で。

委員長（三宅良矢議員）

いいですよ。総括、端的に願います。

委員（勝元由佳子議員）

教育のところなんですけど、1点お聞きするのが抜けてて、文化会館のところなんですけど、129ページの下から3つ目の会館清掃委託料のところなんですけどね、ここ、ちょっと以前も個別で問合せというか、させてもらった部分なんですけど、これ約500万近

く委託料、お支払いしてますでしょう。で、実際にその文化会館をご利用されてる住民さん、クラブ等々の方からですね、時期が来たら清掃というんですか、ガラス窓拭きとか招集がかかって行かなあかんのやということで、抜けた、その清掃に行けなかった方から、ちょっと会館のほうから何か言われたということで、私、相談を受けたんで、教育委員会のほうにちょっと問合せさせてもらったことがあるんですけど、これ、委託料を払っているのに、実質住民さんに清掃等のそういう作業で動員というか駆り出しみたいな感じをしているというところについて、ちょっとご説明いただきたいんですけど。

一応、教育委員会のご説明では、任意ですと、強制ではありませんというご回答でしたけども、それは多分建前でね、実際クラブされてる方側、住民さんからすると、文面というか、言われた実情は強制やと。行けへんかったらあかん状況やったということはお聞きしてるんですけど、ちょっとそこをご説明いただけますでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

その辺りの詳細、私まだちょっと文化会館、職員さんとまた今後話もさせていただきますけれども、恐らくは窓拭き、外側というのが多分委託に入ってるのか入ってないのかというところになってくるかと思うんですね。もし入ってるのであれば、当然業者がなさってるわけですので、利用者の方にお願ひすることは多分ないのかなと私は思います。入ってないということであるので、皆さんのご協力を得ながら、皆さんで使う文化会館を手入れしようと、そういう考え方の下かなと思っております。この辺は後に確認させていただきますけれども。

今後ですね、文化会館の運営委員会、先日も申し上げておりますけれども、その中で在り方、目的、各公民館、働く婦人の家、図書館での考え方や目的、利用の方法、どういふふうになれば地域の活動として目指すものができるか、どういふふうになれば自分たちで有意義なものとしての活動ができるかということも考えていきたいと思っておりますので、その辺りも併せて委員会のほうでも取り上げる課題の1つとさせていただきたいなと思ひます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

会議のほうで検討はしていただいたらいいと思ひますし、今後より良い文化会館

の利用については検討していただけたらいいと思います。ただ、やっぱり町の施設、公共施設は、原則メンテナンスは町がすべきものであって、住民に負担させるとか住民が労働で駆り出されるなんていうことはあり得へんと思ってるんでね、そこは委託に含まれていようが、含まれてまいが、クラブ等々で利用されてる住民さんを人手に駆り出すというのはやるべきじゃないんじゃないかということは、ちょっと意見で申し上げさせていただきます。

あとは、総括で結構です。

委員長（三宅良矢議員）

総括、では勝元さんから。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

では総括で。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員からまいります。

委員（勝元由佳子議員）

人事案件のところですね、ちょっとまず幾つかあるんですけども、先日からちょっとお問い合わせもさせていただいてるんですけども、人権のほうともちょっと女性の部分でかかってくるんですけど、職員さんの女性用の休憩室があるんですかという問合せをさせていただいてたんです。

私がちょっとあれなんですけど、自分の勤めてたときの感覚だと、何か一定人数以上の女性を雇っている職場って、女性の体調の変化とかがあるんで、体調が悪くなった女性が休憩できる休憩室を設けないかというふうになんか聞いてたような気がしたんで、忠岡町の役場もかなりの人数の女性職員がいてるんで、更衣室というのとはまた別の目的で、休憩所、横になれるちょっと簡易な休憩室がありますかというのを問合せさせていただいてたんですけど、一応お答えは今のところないというか、更衣室に簡易ベッドを置いているということなんですけど、そこら辺、何か女性職員への対応というんですかね、より体調とか、そういうものに配慮した職場づくりとかいうところをお聞かせいただきたいんですけども。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご質問いただいた件なんですけども、委員おっしゃられるとおり、職員数、従業員数が50人を超える、もしくは女性が30人を超える場合は、休養室というものの設置が必要となります。実際、今うちは、その休養室を1階の更衣室に一応長椅子を置いておりますので、そこで横になれるということで、しております。

ただ、とはいうものの長椅子ですので、それでは不十分であろうというところで、2階の保健センターのベッドがありますので、ここは使用頻度がそんなに高くない部屋ですので、常時、常にいつでも使えるかということ、そうではないんですが、男性用、女性用として2部屋、一応保健センターにお願いして用意しているところです。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、2階の保健センターにそういう横になれる場所があるということなんですけどね、あそこは多分住民さんとの兼用と違うんですかね。多分、施設のいうたら。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

おっしゃるとおりです。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

住民さんと兼用だと、やっぱり休憩してると、住民さんから見ても何か、「寝てはるわ」みたいになつたりもするでしょうし、多分ここで労基的に設けなさいというのは、ちゃんとした個室というんですかね、簡易でも結構ですけど、そういう職員用の休養室を設けなさいとなつてと思うんで、そこはちょっと予算措置するなり、何らかの形で、更衣室の中でも結構ですけど、一定、住民さんと共用スペースとかいうんじゃないくて、逆に2階は住民のためのフロアであつて、職員が休む場所ではないので、そこは目的をはっきりしていただいて、女性のための労基的な部分の部屋の確保が必要なんであれば、ちゃんとそこは設置していただきたいということが1点。それはしていただく予定とか見通しはど

うですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご指摘いただいておりますので、ただ、この件につきましては、今おっしゃるとおり住民さんとの共用スペース、個室ですから「何で職員、寝てるねん」ということにはならない。空いていれば利用できる場所ではあります。で、もちろんそれ専用の部屋を設置できるか、もしくは更衣室のほうにベッドを置ければ一番いいのですが、この件に関しては、労基のほうにも一応相談をしております。答えとしては、100点ではないというのはもちろん答えとしては出ました。100点はやっぱり専用の部屋を設置ということになるんですけども、物理的なものもありますし、即駄目という答えではなかったです。過去にもニーズとして、それは言いにくいことかも分からないんですけど、なかったので、現状で今推移していた、推移というか、そこが休養室という認識をずうっと持っておりました。

今後ちょっと他市の例も参考にしながら、ただスペースが必要になりますので、物理的に難しい部分もありますけども、検討はしていきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこら辺は労基とかで決まってる話なので、徐々にといいかね、改善していただくといいことをお願いします。

あと、同じく女性の部分ですけど、昨日、おとついでですかね、人権のほうからも女性の幹部職員の登用率を上げていきたいというお話をされてたと思うんです。何%以上どうのという話でね。ただ、私はあまりちょっとその考え方、賛成ではなくて、基本、人材の登用というのは能力で登用すべきものであって、本当に実力があって、能力順に並べたときに男性よりも上に行っているのに、その女性が女性という点で登用されてないというのであれば、それは女性の差別にもなるし、ちゃんと登用してくださいねになりますけど、やっぱり実力で並べたときに下に来るんだと。でも、それを女性という理由で上に持ってくる、それはやっぱり逆に女性へのある意味侮辱ですよ。実力で判断してないでしょう。そういう単純に数字で女性やから選ぶという人材の登用の仕方は私はすべきじゃないと思うし、きっちり能力で判断していただいて、その結果たまたま選ばれたのが女性やったと

いうのであれば、それは正当な評価で、本来の登用の仕方やと思うんで、あまり女性幹部の職員数何%とか、そこに強くこだわる、逆にこだわらないでいただきたいなというところはありますけど、いかがでしょう。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

昨日ですかね、明松次長のほうから数値という形で発表させていただいてます。これにつきましては、法に定めがある内容を公表しないといけないとなっておりますので、やっております。今おっしゃったとおり、私は初め、その数値が設定されたときは、女性やから上げる努力をせなあかんのかという疑問を持ちました。結果、答えとしては、今委員おっしゃられるとおり、女性やから上げるじゃなしに、女性やから上がってこなかったところは解除しましょうという考えでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。もう多分、既に上から数字が下りてきてるから、全体的にそうやって数字で登用してくださいとなってるからね、やっちはるんやというのも、そこも分かってるんです。だけど、本来の考え方で言うと、今、中定課長もおっしゃったように、ほんとはこういう意見って女性から出てくるべきものなんですけど、男性側がほんとはそう思っても、男性側が言うと、逆にまた何か女性差別やみたいになったりするからね、言いにくい部分もあると思うんで、そこは本当に数字もありますけど、判断していただいて、人事のほうでやっていただいたらと思います。

あと、職員さんへの研修の部分なんですけれども、これもちょっと人事のほうにお願いしてたんですけども、今、私がお話ししたようなところも全般含めてですけど、ここの忠岡町政内そのものでもね、やっぱり女性に対する男性側の意識というのは大分ちょっと世間よりも遅れているなど私は正直考えてるんです。実際、私も肌で感じてます。

で、私、実際自分自身ずっと生きてきてね、あまり女やからとかって、そういうことを言われたことがないんですけど、町政に入ってというか、忠岡に来てからですけど、結構女やからということをよく言われるし、そういう自分が女やからなんやなみたいなの、で、相手は男性やからそうなんやなみたいなの、そういうことを頻繁に感じるというか、日常の中で感じるようになったんですよ。ここの忠岡町政の中に関わり出してから。

だから、そこら辺、もうちょっと職員さんの、住民に人権を啓発する側の職員さん、役場、町政、議会も含めて、そこら辺の研修というんですか、もうちょっと積極的に、人事のほうなのか人権のほうになるんか、そこはもうお任せしますけど、もうちょっと意識を変えていただきたいなど。女性、男性、関係ないと私は思ってるんでね、基本的に。そこら辺の意識を変える研修等々していただきたいんですけど、予算等もありますので、どんなものか見通しというんですかね、お考えをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、女性差別といいますか、女性の扱いの違いの部分をもうちょっと勉強をというところのご指摘やと思います。職員に対する研修につきましては、人材育成の面、それから社会の模範といいますか、職員がそういう人権であったり、意識を改革しないといけない部分もありますので、多種、いろんな研修を実施しております。これも仕事の時間中で全職員を対象にしますので、数もやはり一定制限がされるところでございます。その中でも、毎年一度必ず人権に関する研修は設定をしております。その中でそういう男女の共同参画というところも、今後、人権研修の中で取り上げていけたらなと思っております。

ただ、人権研修と申しましても、過去で申し上げますと、部落差別であったり障がい者差別、それから最近では発達障がいを理解しましょうというのであったり、トランスジェンダーのそういうものも含めて実施しているところです。ですので、今後も引き続きやる項目としては入れていきたいと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ジェンダーという部分はね、今どきでもないし、もう普通やと思ってるんで、何も新しい意識と思わずに、ちょっとそこは取り入れていってください。

あと、役務費のところなんですけども、全庁的に、私これちょっとたびたび聞いてるんですけど、前から言うてる郵券ですね。切手の管理のところなんですけど、改善していただいと口頭ではお聞かせいただけてますけど、現状ね、私たちは一応数字上チェックできないところにいるんですよね。以前も切手を誰がいつ何枚使って、残額何ぼ残ってんねんというところが全くつけてない状態にあって、誰がいつどう使ったか分からん状況にあったと。変な話、横領されてても分からん状況にあったというところをご指摘させていた

だいて、きちんと管理するようになりましたと。ただ、監査とか、あと第三者チェックはまだしてませんということやったんでね、そこは第三者的にチェックするようにしてくださいと。で、きっちり帳簿をつけてくださいよというところをお願いしたんですけど、現状どのようになっていますでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

各部署における切手等の管理につきましては、再度というようなところで委員のほうからもご指摘いただいた中で、そのときには全庁的に、管理等につきましては管理簿をつけるなりというような形で徹底を行っているというところでお答えを申し上げたところでございます。

その後のご意見というところで、その分について監査並びに第三者の監視等を受けておるかというところの部分につきましては、直接その切手の管理簿というところの部分におきましての第三者の方への監視、監査というところにはやっていたいていないというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、質問をちょっと。第三者というのは町外の第三者じゃなくて、所属長とかそういう意味の、使った人じゃなくってと多分前に言ったと思うんです。何とか責任者みたいな、チェックする立場の人を置いて、チェックしてくださいという、そういう意味です。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

これは総務課というところで全庁的に一括しての切手等の取扱いについての管理というところは、一元化されているというところの状況ではございませんので、総務課以外の課において、各課においてそのような対応をとっているのかどうかというところについては、現在においては把握していないというところの状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。切手の管理が総務課で一元管理されてなくて、各課に切手が配布されていて、各課で帳簿をつけて、各課で使ってるという現状があったんで、今日、総括で皆さん全課そろってるんでお聞かせいただいたんですけども、やっぱり全庁的に統括する、統括的に管理、最終的にチェックするということがまだなされていないようですし、ちょっと原課任せになっているところもあると。で、以前、私が帳簿つけてないやんとなったときも、あれ、もともと多分つけるようになってたんだと思うんです、適正にね。つけるようになってたのに、それがいつの間にか原課任せになって、ああいう状況になってたということがあったわけで、じゃあ今後改善しますと言うたのであれば、そこはきっちりと改善していただきたい。

特にこれ、切手云々って、昔ね、号泣議員とかもあったけれども、お金に換えようと思ったら換えれる部分でね、1円切手1枚取ったって、それは横領になるわけですよ。そこは皆さん方、公金管理、財産管理というところで、1円レベルでもきっちり管理するという意識が多分徹底されてないと、こんな決算とか予算に上がってくる大きなお金だっけられないと思います。その意識を変えていただきたい。1円からけちる、1円からきっちり管理する、1円でもけちけちきっちり見逃さずにね、誰かちゃんと責任ある立場がきっちり管理するという、そういう意識に変えていただきたいです。

そこはまた、今できてないのであれば、今後改善していただいて、また私も時期がたってから質問させていただきますので、対応をよろしくお願いします。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

先ほど、私、総務課が一元管理していないというふうなところから、全庁的にそういった管理についての徹底というところについては把握はしていないというところでお答えをしたところでございますけれども、その際に私どもからのほうで、全庁的に各部署、各課に対し、そういった切手等も含めて管理するというようなところについては徹底するよというところをお願いさせていただいておるといふところの状況でございますので、現在においては細かい部分についての把握はしてございませんけれども、今現在においては適切に管理等々行っただいておるといふところの認識はしてございます。

ただ、今委員から頂いたところの当然ながら公金で支出で買った切手につきましては、当然お金と同様というところの考えについては以前もお答えさせていただいたところでございますけれども、それを不正に悪用に現金に換えるとかいうようなところの分については、当然ながらそれは人として、地方公務員としてじゃなくて、本来犯罪というところの

分野になるというようなところは、最低限それは私ども認識しておるところでございますので、そのようなことは全くないというところは確信してございます。今後、そのように徹底されてないというところがあるのであれば、再度そのような管理の徹底というところで、改めて周知等も含めてやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これはお願いなんですけど、以前からも、今もご答弁で、職員は切手を持っていくとか、そういうことをやっていないと確信してます、信じてますということはずっとお聞きしてるんです。だけど、実際、公務員の横領なんてよく起こってるでしょう。実際、そういう切手の管理云々もそうですけど、持っていきこうと思ったら、忠岡町の今の現状ね、できる状況になってるから、それはやめてくださいとお願いしてるんです。

だから、性善説に立って、うちの職員やってませんじゃなくて、できる隙がある体制、システムになってるんやったら、それは改めてください、きっちりやってください。逆に、こういう帳簿のつけ方をきっちりやってますんで、うちの職員が盗もうと思っても盗めませんよ、ほら見てくださいと、それが本来です。恐らくどこの自治体もそういうふうに帳簿管理してて、きっちり1円単位で管理してるはずですよ。忠岡町みたいに性善説に立って、うちの職員、やってると思ってませんから大丈夫です。で、システムに手抜きがあるままずっと行ってますというのは、それはちょっとおかしいんじゃないですかということはお伝えさせていただきます。なので、きっちり抜けがないように、そういう下心というか、人がいてたとしてもできないようにしておいてほしいということをお願いします。

あと、ちょっと通勤手当の部分なんですけども、これも全庁的に町の職員さんに対してですけど、例えば今ね、人事のほうで電車賃、定期代を支給されているので、半年単位で最少額で支給されていると思うんですけど、それって例えば定期代の半年定期のコピーを提出してもらおうとか、本当にちゃんと定期、電車賃使って通勤してるのかと。電車賃をもらいながら、何かチャリンコとか徒歩とかで来てて、要は不正受給ですよ、してるのがないかという、そういうチェックはされてますでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

通勤手当につきましては、不定期ですけども、年に1回、ごめんなさい、不定期って時期を発表してませんけども、抜き打ちという形で年に1回、コピーの提出を求めています。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もうやっていただいているんやったら、それ、ずっと続けてください。

あと、人事のほうでちょっとご指摘させていただいた、要は款項目節の、節の扱いの部分なんですけど、人事に限らず全庁的にですけど、予算を取るときに、この内容でこの経費をつけてくださいと、つけた。実際に当該年度に入って予算を執行するとき、ついた節の目的とちょっと違う性質の使い方をしている云々とかってということで、これ、使用目的にどうなんでしょうと。それで直ちに違法となるものではないんですけども、やっぱり性質的にきちんとしてほしいと。住民に対してきちんと説明責任果たせるんかというところがあるんでね、ちょっと指摘させていただいたことがあったんですけども。

まずね、講師にしろ、何か来ていただいて、お礼としてお支払いするという部分、あるいはほかの部署でもありましたけど、いろんなねぎらいですよ、そういうものはもう謝金、いわゆる報償費、報酬で完結していただきたいんです。来ていただいて、ありがとうという、そういう部分は、もう委託料とか、ほかの何かいろんな経費ありますけど、そんなじゃなくて、お礼できっちりお金でお支払いして、それで完結する。住民に対して、これだけこの人にはお礼としてお支払いしましたということで、そこで完結していただかないと、何か別の名目で、決算上、予算上見たら違うものやと、違う案件やと思ってたら、よくよく聞いたら、そんなんに使ってたんみたいだね、中身を聞いて、ちょっと「えっ」となるようなことはやめていただきたいというところで、今後ですけどね。

例えば謝金に限定して言うと、私は忠岡町内で、よその自治体でもやっていますけど、上限額を決めたほうがいいと思うんです。このクラスの人には幾ら、このクラスの人には幾ら。例えば大学教授クラスやったら幾らとかね。その額以上は、もう謝礼としてお支払いしませんという額の、そういう金額表みたいなのを作っておけば、人によって高くなったりとか安くなったりとか、何か相場を考えてどうしようとか、100万を超えるとか、そういう無駄な支出もなくなるし、住民に対しても説明もつくし、来ていただく方に対しても、みんなに対して説明つきやすいと思うんですけど、そこら辺、価格設定をしていただきたいんですが、していただだけそうでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

うちでちょっと何か80周年のところで、人事のほうで仕様が、節が違っていたというご指摘ですが、それは一昨日もちょっと中身については答弁させていただいたんで、それは控えさせてもらいます。

で、今おっしゃる基準なんですけども、ご指摘のとおり、大阪府であったり、市でも幾つかのところはそういうふうの設定をしております。うちでもそれを調べたことがありまして、調べたというのは、結局設定をしようという試みやったんですけども、やはり講演であったり、性質上の話なんですけど、この方の話が聞きたい、この方の話を住民さんに聞いてもらいたいというときに、値段設定がある場合もあるんですよね。そういったところに対して、大阪府とかも、この限りでないというような表現をしてるんですけども、ただ、それが足かせになってしまって、本来の目的からずれて、金額が先に来て、目的じゃないちょっとランクダウンした人の講演というふうになると、ちょっと趣旨から違うなというところで、基準の設定には至らなかったという経緯がございます。

ただ、そういうふうの設定しているところがありますし、今言うように、必ずしもという言葉をつければ対応できるといえばできるので、再度ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。完全に実施している自治体のまねをそっくりそのまま取り入れろと私も言うつもりもないですし、ただ、やっぱりある一定、もう謝金は忠岡町としてこれ以上はもう払いませんという額ぐらひは設定していただかないと、天井なしとかね、何ぼでも上がってってしまうなあというところはちょっと見てて感じたんで、これ今、お話しさせていただきました。

なので、表とまでいかななくても、忠岡町として謝礼、報償費、報酬関係の上限は何十万とか、100万はちょっと払い過ぎやと思いますけど、せめて上限を設定するとか、何かそこら辺は今後、予算のほうと話しして設定して行って、無駄なところは切り詰めていってくださいというのをお願いします。

あと、今のとも関連するんですけど、答弁はどこもできへんと思うんで、お願いで申し上げておきますけど、よその自治体でいろんな人事管理だったりとか、公金管理の面で、きっちりやっているとところはやっていると、いい取組をしてるところはしてるんでね、そうい

うのはどんどん取り入れていってほしいんです。特に人事のほうもそうですけど。なので、忠岡町で今ちょっとここがいけないなと思うところは積極的に近隣、泉州だけじゃなくて、北摂とか別の地域へ行けば、もっと進んでたりというところもありますんでね、広くちょっと調査するなりしていただいて、いいものは取り入れるようにしていかしてください。

委員長（三宅良矢議員）

答弁。

委員（勝元由佳子議員）

できますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

人事行政に関してになるんですが、もちろん他市の事例というのは常々研究をしております。忠岡町が採用できてなくて、先進的にやっているとすれば、うちがやれているところというのもありますので、決してうちが悪いわけではないんですけども、そういう捉え方じゃなしに、いいところがあれば、もちろんそれを採用していくというのは当然のことですので、今後もそうしていきたいと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

次に、ちょっと発注、契約関係に行きたいんですけども、随契ですね。1日目か、生環のほうで聞いて、ちょっと答弁が全庁的になりそうやったんで、大きくなりそうやったんで、総括で聞きますとお伝えしたんですけど、同じ金額レベルでも随契しているものと入札しているものとありますでしょう。その線引きというのが忠岡町ではどうなっているのか。こちらから、住民側から見ると、同レベルの例えば数十万円とか、安い金額でも入札しているものもあれば、もう入札せずに、何か下手したら比較見積りもなしで単独随契してたりとかということもあったりするし、その線引き、少額随契ね、一応地方自治法上、丸ですとはいえ、基本は入札してくださいなので、そこら辺の線引きをどう捉えてはるんか、お聞きしたいんですけど。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

まず、自治体における契約、発注に関してですけども、今、委員仰せられた原則競争入札であるというところの認識は持っておるところでございます。しかしながら、その一般競争入札、また指名競争入札、あるいは随意契約というふうなところである中で、当然な

がら、先ほど同じ金額であったとしても、入札をしている場合と随意契約をしている場合があるというふうなところのお話がありました。

事案の内容等については、ちょっと今どのようなものであったのかというところは分からないところではございますけども、やはり地方自治法の施行令におきましての随意契約ができるというふうなところの中でも、委員からも50万以下の限度額ですかね、随意契約のできるというところの少額随契というふうなところの中でも対応が違うというところの分につきましては、本町においては、建設工事については大まかな基準というところの要綱を設置しておるというところで対応しているところでございますけども、物品、役務等につきましては、そういったこのような事案、ケースが事業内容であれば、随意契約なのか、それとも入札なのかというふうなところを明確にした内規的なものは現在ないというふうなところから、各原課、もしくは協議を頂いたのであれば、総務課とともに話をさせていただいた中で、入札の手法等については行っておるという状況でございます。

つきましては、その額に応じて、当該事業内容にもよりますけども、これは競争入札に適しているのか、それとも随意契約でも大丈夫なのか、問題ないのかというふうなところの部分で、ある一定明確な基準が先ほどもないと申しあげましたけども、他の団体でそういった内規的にも盛り込んだ形で基準等があるということがもしあるのであれば、そのようなところを調査、一度させていただいた中で、そういった内規的なことの整備というふうなところも含めて、今後対応していきたいというところで思っております。

（「随契の指針、出してるんと違うの」の声あり）

委員（勝元由佳子議員）

それ、今言おうかなと思って。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

随契の指針って、ちょっとお声を頂きましたけれども、それは随契のガイドラインというふうなところの部分でいいんですかね。

委員（勝元由佳子議員）

それを聞こうと思ってたんです。

総務課（南 智樹課長）

そこですよ。だから、そこは28年度から町が運用するというふうなところで、随意契約のガイドラインということを設定、整備させてもらって、それに基づいた上で、随意契約に関しては適切な事務処理の中で対応しておるという状況でございます。

ただ、委員が今申しあげていただいた中で、要は金額が同額である中でも入札をしてるケースがあると、または随意契約をしているケースがあるというところのご質問を頂いたんで、そのような額によっての、この分は入札、この分は随契というところの明確な基準

がないというところのお話を申し上げたところでございますので、ご理解いただけたらなというふうに思います。

ただ、随意契約は、当然ながら委員もご承知いただいているとおり、やったらあかん手法というようなところでは当然ないので、法に定められた根拠、ルールに基づいて、適切に本町としては行うべき随意契約を執行しているというだけでございますので、不正等の、運用上、全くそれは問題ないのかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいとします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

別に不正まで行かなくてもね、結局はその判断基準って、これ表に出たときに、住民もそうですけど、世の中ですよ。極端に言うたら、その内容が例えばテレビとかで報道されて、こういう発注してましたと中身が出たときに、ああ、それやったらええよと言ってくれるかどうか、そこやと思うんです。要は理解、納得が得られるか。それは法的に合致してても、それは最低ラインですけど、それ以上に、じゃあこの随契をやっていいかどうか。明らかに入札でけへんものは除外してですよ。普通はやっぱりそこの説明責任がきちんと果たせるか。役場側がこうです、いけると思ってますじゃなくて、それを表に出したときに、理解、納得が得られるかという、そこで考えていただきたいんです。

私が見てる限りでは、何でこんな随契なん、しかも比較見積りも取らんと、単独でこしかできませんねんなんていう理屈をつけてやってるのというのが結構見受けられるんです。私、従前から発注関係はいろいろ調べさせてもらったりもしてますし、入札結果は特にホームページにも上がってますでしょう。件数ははっきり出てますよね。で、今まで分かれへんかったのが随契なんですよ。議会でも質問させてもらって、何件ですかと、何件あるんですかと聞いても、出されへんとか、ずっと言われてきたわけですよ。はっきり数が分からんと言われたら、公金支出の部分でやっぱり調べられないというのもあるし、本当に適切な随契をしてるのか、税金の無駄遣いをしていないのか、そこをやっぱり住民も議会もチェックできないわけなんです。

だからそこは、前からお願いしてるとおり、せめてちょっと総務課さんのほうで年に1回ぐらい、これ予算のときもお願いしましたけど、各部署から吸い上げたら済む話なんでね、そこはこの案件でこういう額で発注、随契しましたというところは、一定チェックはかけていただきたい。

特に今回質問しましたけど、一般質問でも、承認願なんていう、あんな表に出ない、たまたま職員さんがぼろっと言うたから、「それ、何」と言って見つかった変なものが出て

きてね、それ見たら、やっぱり随契理由、緊急性と言いながら、連続して例年随契してる
とか、こんな絶対おかしいやんというものとか、やっぱりあるんですよ。そういうもの
が出てくると、なおさら忠岡町の発注制度、契約制度、どないなってるんですかというの
が出てくるんです。

今まで総務課さんはね、随契は原課やから知らないと、私は回答をずっともらってまし
た。多分、議会でもそうお答えされてたと思います。だけど、この承認願を見る限り、公
室長まで決裁を上げてるから、総務課が判こを押してるんですよ。知らんわけもなかった
わけでね、知ってるのに知らんと、今までそれならだまされとったんかいと、こっちにし
たらなるんでね。そこは今回出てきた以上、もう1回きちんと忠岡町の発注、契約そのも
のを見直していただきたい。で、繰り返しになりますけど、無駄を切り詰めるという意識
をもっとほんとに持っていただきたいというところなんです。

で、承認願のことでちょっと1点お聞きしたいんですけど、ちょっと見てると部局によ
って偏りがあるんですよ。教育部局は結構多い。あと公室部局ね。ない部署は本当にない
んですよ。何かこの承認願そのものが庁内で勝手に作った、どこにも定めのない様式
で、システム起案も決裁もせんと、内部処理だけで隠れてやってるように見えるような、
表に分かれへん書類やから、これを多用してたというところね、ちょっと教育委員会と
かはこれを頻繁に利用するようになってたんですかと。公室部局とね。これ、2部局に偏
ってるからちょっとお聞きしたいんですけど、そこら辺、何か慣例でやってるところ、あ
るんですかね。承認願を結構多用してるというところ。未登録業者にずっと随契をする
という慣行が続いてるというところなんですけど。やってない部署は、ほんまにないん
ですよ。全然ない。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

何点か承認願、随契というようなところでご意見を頂きました。この9月議会におきま
しても、承認願というような特定の公文書におきまして、いろいろとご質問いただいたと
ころでございまして、そこでは公室長のほうから一定のご答弁をさせていただいたとい
うところがございます。

承認願の取扱いについては、当然原則、規則上の規定のある中で、発注、契約する際
には登録業者の中から発注を行うというところがございます。ただしというようなところ
で、特別な場合等があるというところのただし書に対して、本町においては、任意の様
式ではありますけども、承認願というような形で発注、契約等々を行っておるという状
況でございます。

あと、その偏りの部分につきましては、やはりこれにつきましても一応周知的な部分の話になろうかと思いますが、やはり全庁的に委員おっしゃる各部署から、実際毎年同じような契約というようところで承認願が出てきておるとい実情は、総務課として認識してる部分もございます。つきましては、例年どおりそういった登録外の業者で発注、契約する際には、登録の際に、今後このような形での契約等が続くのであれば、各部署において業者に対し登録依頼という形をとってくださいなという形の部分での一定の周知を行っているというところの状況でもございます。

ただ、あともう1点、その承認願の文書管理システムにおいて起案を取ってる、取っていないというようところの部分におきましても、9月議会でお答えさせてもらった部分と重複するところはあるかもしれませんが、これは当然、質問も頂いてたとおり、隠したい文書であるとか、見られたら困る文書であるとかというようところは、全くそれはございません。ただ、言われたところからすれば、各原課から上がってくる承認願については、まず全庁的に一応調査ということとさせていただいた結果、全ての部署、各課において総務に提出する際に、その承認願をシステムで起案を取っているのかどうかというところから言わせていただければ、全てにおいては取っていないというところが明らかになったというところがございます。

つきましては、それは議員として私どもに対してのご指摘を頂く以前の話でございまして、承認願にとっては、当然原課でまずはシステムにおいて起案を行った上で、入札担当部局へ申請、提出するというのが本来であると。事前に我々認識の下、それを今現在は改善を行っているというところがございますので、ご理解いただけたらなというふうに考えるところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、改善していただいているということなんで。ただね、私は率直に言いますけど、この承認願なんか、もうやめてしまったらええと思ってます。そもそもこんな、どこにも取決めのない様式をね、勝手に定めて、勝手に中で決裁回してって、そんなことやってること自体がおかしいわけで、本来ね、契約締結の起案決裁はやってるわけなんだから、そこに書いたら済む話なんですよ。この業者は未登録業者ですと。入札登録してない業者ですけども、こうこうこういう理由で忠岡町の契約規則の34条ただし書に基づいて、こういう理由があるから、この業者を選定して契約してよろしいかって、そこに入れたらいいだけで、何度こんな承認願なんていうものを別途作って、別途そうやって判こを押して回さないかんのかと。その根本的に理解できへんから言うてるんです。だから、こんな承認願

なんていうもの自体、廃止にすべきやと私は思ってます。そこはいかがですか。普通に契約締結の中に入れたらいいと思うんですけど。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

おっしゃるとおり、契約規則のただし書の条項を根拠といたしまして、任意の様式ではあるというふうなところの取扱いで現在運用しておるといふところの状況は、先ほども申し上げたところでございます。

これにつきましては、近隣の団体等の取扱いというふうなところで、一応調査というふうなところでさせていただいたところ、やはりその明確な基準は設けてない中でも、本町と同じような任意のような形のものを使っての発注、契約を行っておるといふふうなところでございますので、必ずしもその根拠というふうなところがある中で運用するというところは一番いいんでしょうけども、そこは全く、今そこまでちょっと全く考えられないというようなニュアンスのお言葉がありましたけども、そこまでの不適切さというふうなところの部分はないのかなというふうに思います。

しかし、当然明確な基準があれば、それにこしたことがないんで、いま一度もうちょっと団体の数を増やす中で、取組状況等のやり方というところを調査する中で、整備するところは整備していくというふうなところで、今後の検討課題というふうなところでの抜いで努めてまいりたいというところで思っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ、総務課長さんもずっと判こを押してはるからご存じやと思いますけど、この承認願って、未登録業者を選定してよろしいかという伺いの文書なんですけどね、添付資料、何もないでしょう。理由をバーツと書いてるだけで、こうこうこういう理由で、ここの業者しか駄目なんです。だから、ここの業者にさせてくださいという、ぺらっと1枚物であって、ほんまにその随契理由が合ってるんだかどうなんだか、職員が勝手にここしかあかんねんと言ってるだけなのか、全く証明するものは何にもないんですよ。で、それが1点やっぱり随契する上で、説明責任を何ら果たされてないというのがあるからおかしいでしょう。で、起案決裁するときに、もうこんな承認願をなくして、それもちろんと伺いに入れて、そのここの業者しか駄目なんですという理由の証明する資料は何かあるはずでし

よう。ここが独占企業なんですとか。それをつけてもらったら済む話なんですよ。

だから、私はこういうどこにも定めのない、しかも表に出てこないというところが問題だということで指摘させていただいてるんですけど、それで質問させていただきたいんですけどね、総務課さんは発注、契約の主管課でもありますけども、情報公開、文書管理の主管課でもありますでしょう。特に行政の事務というのは、住民にやっぱり知る権利ということで情報公開もしてますよね。で、公文書管理というのは、国のほうでも散々問題になってますでしょう。そういう中で住民が見つけられない、そんな、職員がぼろっと言わん限り絶対見つけられない、そんな公文書があるということそのものが、私はこれ問題やと従前から、ちょっと以前から指摘させてもらってるんですけど、その部分ですね。承認願にこだわるんじゃないくて、外から見つけられない公文書が存在するという、それはどう認識されてるんですか。職員がぼろっとこぼしてくれん限り絶対見つけられへんて、この文書、まさしくそうなんですよ。偶然が重なったからたまたま見つけたけど、そんな公文書が存在する、そういう文書管理をしているということそのものは、じゃあ公文書情報管理主管課の課長さんとして、どうお考えですか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

公文書全てが、住民さんに目が届くかというところの部分については、それは全てではないという認識はございます。つきましては。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、言葉をちょっと訂正します。私の言ってる公文書というのは、最低、起案決裁文書、伺いの文書です。決裁文書。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

こちらにつきましても、この9月議会の中で、公室長のほうでご答弁させていただいたところと重なる部分ではございますけども、全てにおいてシステムで起案文書を起案を取るというところの部分は、各部署、各課において取り扱っている文書がまちまちでありますんで、全てにおいて、この文書は取る、この文書は取らないという一定の明確なルールを定めるというところは、ちょっと困難な部分はあるのかなというふうに思います。

しかし、その中でも、当然取るべくして重要な文書もあるでしょうし、そんなんは当然ながら取ってると。ただ、軽微な公文書というような位置づけをする文書も当然ございます。これはもう機械を通さずに、手で判こだけ押してというようなところで起案を上げる

という手法も今現在とっておるという状況でございますので、だから、そういった意味では、起案をシステムで取らなかったら住民さんの目につかないでしょうと、隠してるでしょうというような思いを以前から委員のご指摘の話の中でありましたけども、全てにおいてそういった形の統一した明確に全公文書に対してシステムで番号を取った中で住民さんにお示しできるような対応をとるといふところの部分については、100%それはできるものではないといふところの思いはございます。

ただ、極力できるものであれば、そのときもお答えさせていただきましたけども、そういった内規的な部分の整備をする中で、一定の明確な基準といふところを設ける中で、そこはそれに基づいた全庁的に各課の対応といふようなところでの運用で今後やっていくといふところでいいのかなといふ認識はしてございますので、ご理解いただきたいと思いません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

正直、ご理解はできないんです。ごめんなさい。今の総務課長さんの答弁はね、公文書というものをあまりご存じない住民さんをね、ある意味ちょっと欺瞞に近い答弁ですよ。公文書にもいろいろ種類があります。おっしゃるとおりね、そんなシステムに全部通すわけではない。だけど、最低限度ね、意思決定、組織としての忠岡町としての意思決定の決裁文書ってありますでしょう。これこれしてよろしいか。特に公金支出なんかそうです。それ関係をシステムを通してないなんて、普通あり得へん話でね。一般の住民さんは分からないかもしれないですけど、職員さんは皆さん分かってるはずやと思います。

システムを通すことで、全部あれ、決裁文書全部、リスト化されて出てくるわけですよ。私も時々そのリストを開示請求させてもらって、どんな決裁してるねんときありますけど、文書番号順に毎年度の全決裁文書が出てくるんです。そこに上がってこないなんて、決裁、見つけられないでしょう。だから言ってるんです。

忠岡町としての特に公金とかいろんな重要な意思決定をする決裁文書についてね、住民が見つけられへんって、そんなんあり得へんと思いますよ。そんなメモ程度とか、例えば苦情相談を受け付けました、そのやりとりを書きました。そんなん別にね、システムを通していただかなくても、手書きのメモで紙に書いたやつをファイルにとじていただく、それで結構ですけど、やっぱり町としての決裁、ちゃんと担当職員がこうこうしてよろしいかと、上に、それこそ最高、町長まで上げて決裁取ってる文書は、そうやってシステムを通してちゃんとリストで職員がごまかせないように出てきて、住民がチェックしようと思ったらチェックできるという意味で、逆に言うと、そういう目的でシステムを導入してい

るわけですからね、その網かけてるところを網をくぐり抜けるような、そういう文書事務、特に決裁事務ですよ、そういうのはちょっとやめていただきたいですね。メモレベルでシステムなんか通していただく必要も何にもないです。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

現在、総務課長のほうから文書管理についてご説明させていただきました。承認願につきましても、起案を上げている課もございました。上げてない課もございましたので、この部分については隠すつもりではございません。統一できていなかったというところがございますので、再度、文書管理の起案につきまして各課に徹底するようにして通知をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとこれ、もう延々続くんで、また個別で取り上げさせてもらうことにします。だけど、ほんとに何回も言いますけど、公文書管理で決裁というものをちょっと皆さんがどう認識してるかというところになってくるんです、忠岡町、町組織として。そこはきちんとね、外部から住民側から意思決定が見えないって、そんな公文書管理はちょっとやめてくださいということをここでお願いしておきます。

あと続いて、ちょっと別件の発注契約の部分なんですけど、この間の全協のときからちょっとお聞きしてますけども、入札案件で複数の入札案件を町として一括でワンセットで受注してもらうことを目的としていると。ごめんなさい、指定管理のところでは福祉部局で、東部長、全協のときにお答えされてた部分なんですけど、庁舎管理の部分でご答弁されてたと思うんです。

要は、庁舎管理の発注、入札と、福祉センター、老人いこいの家の警備関係の発注、入札と、発注部署も違えば、入札日とかも違うし、案件自体、別なんですよね。だけど、それ別々の入札案件を町施設として一括で受注してもらったほうが安くなると。それはそうです。だから、ワンセットで受注してもらうんですというご答弁されてたかと思うんですけども、その部分でね、町施設でいうと教育施設も小・中学校を持ってて、同じく警備等々、同じ部類の発注をしてたんですけども、ワンセットの中に教育部局の小・中学校、幼稚園、保育園の時代もやってはったんで、あの施設もひっくるめて町ワンセットで受注

してもらふことを想定していたという認識で合ってるんですかね。言うてる意味、分かりますか。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今、おっしゃてるのは警備の話ですよ。

委員（勝元由佳子議員）

そうです。

教育部（二重幸生部長）

一括で合わせてやってもろうてます。小・中も幼保も全て。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、質問悪かったですね。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

前のときの東部長さんの答弁だと、総務課発注の庁舎、で、福祉部局発注の福祉センター、老人いこいの家等ですよ。そこの2つはワンセットですに入ってたんですけど、教育部局の施設、今言うた小・中学校とか保育所関係とかは、ちょっと話題に上ってなかったんです。で、こちらにすると、町施設ワンセットというんだったら、総務課の庁舎、福祉部局の福祉センター関係、教育委員会の小・中学校、全部ひっくるめてワンセットなんですかということ。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

では、町施設ひっくるめて1個で受けてもらうという認識でいいということですね。分かりました。

で、その上でお聞きしたいんですけど、忠岡町ではね、この警備関係の今言うてる発注、入札以外にも、そうやって別入札ですと、別案件で、発注元の部署も別。だけど、町としては一括、ワンセットで受注してもらふことを想定してますと、そういう入札ってほかにもあるんですか、何かほかの分野とかに。

委員長（三宅良矢議員）

思いつきますか。

委員（勝元由佳子議員）

そなんありますか。ない。

委員長（三宅良矢議員）

その辺、問題を詮索で今どうのこうの尋ねるんやったら、それはまた個別に聞いていただいた上で、後日、一般質問なり何なりでやっていただけますか。

委員（勝元由佳子議員）

総務課は入札してはるから知ってるんかなと思ったんで。分からない。

委員長（三宅良矢議員）

今の、即答はできないということでもいいですか。

委員（勝元由佳子議員）

でも、総務課長さん知らなかったら、多分ないというか、分からんわね。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

今、お話しいただいてる件に関しては、今ちょっとそういったものがあるのかなというふうに、ちょっと把握していないという状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、すみませんが、もう1回そこら辺ちょっと確認していただいてね、この警備部門以外にも別発注、別入札だけでも、実はこれとこれとこれはワンセット組みで同じ業者で受注してもらう目的で発注してるんですという、セット発注というんですかね、町としてやってるものがあるのであれば、ちょっと教えていただけますか。後日で結構です。

委員長（三宅良矢議員）

それはもう後日で。

委員（勝元由佳子議員）

はい、ここでお願いだけ、宿題で出しておきます。

で、そういう発注についてちょっと質問なんですけど、今言うてはるような条件って、仕様書とかに書いてますか。書いてないでしょう。表に出てるかなんです、今おっしゃってるような条件。この入札、この入札、この入札、町としては一括で受注してもらいたいと思ってるんですと。事業者さん、それで札を入れてくださいねという、そういうお知らせですね。どういう形で参加予定の業者さんにお知らせをしているんか。仕様書なのか、

説明会で言ってるんだか、どこでそういう説明をしてるんか。そんなん仕様書に書いてるんですか。例えば、福祉センターの警備のところの仕様書に、庁舎管理の発注と、小・中学校、幼保の警備の発注と一括受注してくださいみたいな。

委員長（三宅良矢議員）

できますか、回答。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

別々にやってはります。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

だから、お聞きしてるんです。別々の部署で、別々に発注してるやつだから、そんな町側が、これとこれとこれを全部抱き合わせでセットで受注してもらいたいねんという、その意思をいつ業者は知るんですかという、そこ聞きたいだけなんですけど。町はそう思っても、参加予定の業者さんにそれどうやって伝えてるんですかと。でないと、この発注、辞退しようとか、これは入れて、これやめとこうとか何かあるでしょう。業者さん側の予定というか。一括で受注しようと思ってるんだか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

入札は全て別々にやってますので、入札の日だけ一緒にしてるということです。業者は呼んで、別個に個別に小学校、教育であれば教育と、別個の契約をしてるということです。

委員（勝元由佳子議員）

契約は別でしょう。

町長公室（立花武彦公室長）

だから、全て一括で発注するということではございません。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。質問が悪い。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

例えば、10件の入札があれば、同じ業者で入札をする。1番から5番まではA社、6番から8番まではB社と、そういう場合もあるということでございます。落札によってはですね。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

個別にしましょうか。多分ちょっと。

委員長（三宅良矢議員）

その辺の協議はまた後で。

委員（勝元由佳子議員）

個別で、ちょっとまた後で聞きますわ。分かりました。いけますか。もし何か追加であったら。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

私が今答弁したとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あとね、ちょっとシルバー人材センターの発注というか委託なんですけどね、シルバー人材に各部署からいろんな委託業務を投げてますでしょう。だけど、見てるとね、府のOBの方、結構多かったですよ。で、何かやっぱり一ところでは、町の役場の下請的機関にシルバーがなってるんじゃないかみたいなこともちょっと私も聞いたりもするところもあるし、私も実際、シルバーの委託先のところの業務というか、町の職員のOBの方がよくおられてというのも見かけてるんで、そのシルバー人材に投げてますと言いながら、実は特定の何か人が選ばれててというふうになってるんじゃないかなと、ちょっと

そういう疑問というんですかね、があるんですけど、そこら辺はどうなんですか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、シルバーセンターの要は請け負っていただくその方ですね、その会員の登録について、一応一般の住民さんにもお知らせして登録は募っているところでございますが、登録が減少している状況に今ございます。シルバー人材センターのほうでも登録していただくような形で、臨戸訪問ですとか、戸別のポストに啓発等のチラシを入れて登録していただく方を増やすような努力は今しておるんですけども、今まで町の業務等を発注されてる中で、そこに人が充てれないとかというような状況も現在出ております。そのときには、その業務を行うに当たって人を探さなければならないという現状がございまして、そのときには町の職員で、今現在仕事をしてない人で、どうであろうかというようなお声かけをしておるような現状もございますので、その辺で町の職員がよくシルバーの仕事をしているというふうなことを見かけられるということも現状としてございます。

現在、65歳以上の方が普通に仕事をされるという世の中になっておりますので、なかなか人材の確保というのが難しい状況でございます。そのような現状がございまして、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

シルバーさんも人材不足ということであれば、私は別に忠岡町のほうから委託したい業務とか、投げたい業務はハローワークに求人を出してもいいんじゃないかとか思ったりするんです、そこは。なので、必ずしも何が何でもシルバーに頼らないかんということもないでしょうし、最低賃金を払うというところでは同じなんかなと思うんで、そこはより忠岡町の業務をやっていただく上でいい方法をちょっと考えていただけたらと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

シルバー人材センターのほうも、現在、法人として認められてるわけではないんですけれども、やはりそちらも業績を上げなければならないとかということもございますし、足らなくて町の職員、OBをお願いしてという場面もございますけれども、実際されてて、もっと仕事をしたいという方もいらっしゃいます、一般の住民さんの方で。そんな中で、その雇用の確保、場所の確保ということもございますので、そこは町が協力して、働きたい方の場所の確保を安定的に提案させていただいてるという現状もございますので、そちらのほうもご理解のほどお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今後ね、そういう状況があるのであれば、シルバー人材も人材不足ですと。リタイアされた方とかでね、ご高齢の方でも健康な方で働く意欲のある方は、どうぞシルバーに登録してくださいというのは、やっぱり町のほうでももっと広く広報するなりしていただいで、要は公平な人材の採用をしていただきたいという、そこに尽きるんですよ。やっぱり何かいつまでも地縁、血縁とか、そういうのがつきまとうようなところは、もう疑念ですよ。そういうのを招くような採用はちょっと考え直していただきたいというところに尽きるんで、公平・公正に採用しますというのであれば、もうちょっと町のほうも広報を使うなり、いろいろ雇用の促進もあったりするんでね、やっていただけたらと思います。何か特定の人に偏るとか、特定の人には声がかかりやすいとか、そういうのはちょっと不公平にもなってくるんでね、考えていただきたい。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

勝元議員の今おっしゃられてる広報の仕方ですよ。町の広報にも年何回か掲載はさせていただいてる現状もございます。で、福祉バス等にマグネットで貼り付けて啓発している期間等もございますが、なかなか広報が行き渡ってないような状況もあるかと思っておりますので、今年度、LINEを始めたりとかもしていますので、何か違う目線での広報の仕方ですね、そこは検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これね、ちょっとさっきも何か言うてはったみたいですけど、別に町の仕事じゃないか

ら、シルバーさんがすることなんでね、ああせえこうせえとか、町が何するとかいうことはできないと思いますけど、そこは町が仕事を投げてる以上、町の仕事はちゃんとしていただかないといけないしというのがあから、そうやって委託先が困ってる状況にあつて、忠岡町も仕事をちゃんと履行してもらえない可能性があるというのであれば、そこは委託元の立場として言うべきことは言っていたきたいというところですよ。

あと、採用のところなんですけどね、非常勤というか、会計年度任用職員の部分なんですけど、時々、町の職員でも正職以外で臨時的に職員を募集して、採用していることが結構あるでしょう。で、住民さんの中にもね、やっぱり役場で働きたい、採用してほしいというお声を私も聞くんです。で、そういう方がいたときの窓口なんですけど、忠岡町って登録制度とかまだされてないでしょう。非常勤で忠岡町に正職じゃなくて、何かおいでよと募集があったときに呼んでほしいわという人の登録窓口みたいなものとかがあるのかということ。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ございます。

委員（勝元由佳子議員）

あつ、あるんですか。それはホームページで。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

広報には間違いなく1年に一度以上、登録を促す記事を載せております。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その登録は、随時オーケーなのか、広報に載せた時期だけ登録時期を、要は入札の応募と同じように、この時期だけ登録時期ですよみたいなんを設けているのか、そこら辺。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

随時です。

委員（勝元由佳子議員）

随時。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

それは、何かホームページでできるのか、それとも役場に直接電話なのか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

履歴書を持参いただいております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

ということは、もう直接役場ということですね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

郵送でも可能ですが、インターネット等ではできません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと説明があれなんですけど、そこら辺をどういう、役場での雇用を希望される方はこうこうこういう書類を用意してください。で、こういうふうにしていただいたら、採

用の機会があったときお声がけしますよと、そういうアナウンスのことを私はちょっとお聞きしたいから質問してるんです。ちょっとどういう制度になってるか説明していただけますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

そういった内容で登録を促しているんですが。

委員（勝元由佳子議員）

だから、それをホームページに出てますかって。知りたい人です。何の書類を用意したらいいか。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ごめんなさい、今、ホームページまで出したかどうかはちょっと記憶でないんですけども、それで登録ですんで、事前登録ですから、いつその必要が生じるかも分かりませんので、事務職ということで登録という形で、保育士という形で登録という形でしていただいています。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

だから、その登録していただいていますというのが、結局は役場にお問い合わせくださいということですねって、そこです。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

お問い合わせいただいたらもちろん答えますし、広報でもやっているというところですよ。

議会事務局（柏原憲一局長）

登録くださいと。

委員（勝元由佳子議員）

随時。

委員長（三宅良矢議員）

載ってますよ。

議会事務局（柏原憲一局長）

必要があるときにはタイムリーにやっていますし。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほども答弁したんですけど、随時受けております。広報には1年に一度以上というのは、例えば保育士であったり保健師、専門職等については、どうしてもこのタイミングで要というのが出たときには、そのほかのものを含めて再度広報に載せておりますので、一度以上掲載しているというところです。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

広報ね、そんな隅から隅々まで見てる人もおれへんし、広報時期を逃してる人もおるでしょうし、多分逃してるから、うちの子を雇ってほしいわみたいな話になるんやと思うんで、今後、ホームページとかでね、こういうふうに採用を随時募集してますよと。大体そういうのを応募したい人って、ホームページを見て、必要書類、何要るのかなああって。受験とかと一緒にすよね。見て、自分で書類そろえて、で、役場のほうに問合せするなり履歴書を持ってくるなりすると思うんで、最低限度、入り口のところでお知らせ、アナウンスですよ。こういう書類を持ってきてください。で、問合せ先はここです、こういうふうに随時募集してますとか、そこはちょっと今後、ホームページにもアップしていただきたいと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、ちょっと私、記憶がなかったんですけども、ホームページにも掲載しております。それから、今おっしゃられるように、これは登録の話ですから、必要が生じた際には、こういった事務でこういう仕事をしてもらいます、時給は幾らです、どういうものを出してくださいというのは、ホームページで秘書人事課の部分で、どこの仕事であっても秘書人事課のところで統一的に出しているところです。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、予算のところでお聞きしたいんですけど、この2日間、各支出のところ、議員の方からもいろんな質問が出たりとか、指摘も出たところなんですけど、ちょっと産業振興のところでも言わせていただいたんですけど、やっぱり要ると思うところにお金が行ってなくて、何でこんなところにこんなごっついお金出してるのというところにボーンと出たりとか、やっぱり偏ってるなあと。必要なところに予算が、お金が回ってないんじゃないかというところが、やっぱり住民側から見ててあるんです。

で、そういう無駄な支出が多いというところでね、切り詰めてほしいというのは従前からも言っているとおりで、そのために、例えば一定、予算を要求するときに、発注とか契約のところでもね、いや本来これ入札すべきやったのに、こんな随契でやってるやんか。しかも、その随契の理由がね、書類とか見ると、いや、どう考えてもこれ競争できたやん、最低でも比較見積り取れたやんとか、そういう無駄な公費支出をやってるのが出てきたとか、あるいは何かそういう無駄な公金支出ですよ、をやってるんじゃないですかみたいなのが出てきたときに、翌年度以降に例えば予算のほうでちょっと予算を削るとか、何かそういうペナルティーじゃないですけど、そういう取組をしていくとか、何か考えていかんと、無駄、削られへんのかなとか思ったりするんですけど、どうですかね。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、ちょっとなかなかお答えが難しいのかなあという部分ではございますけれども、予算編成につきましては、この決算委員会終わって、来年度の予算編成という形で作業に入っていくんですけども、まず原則、無駄な支出というのは、この財政状況も悪いというところで、皆さん各自、各担当課のほうで、限りある財源で効果ある事業をという形で、そういったスタンスで予算編成をしていただくというところで、もちろん財政課のほうも周知徹底というのはさせていただくところではございますけれども、一つ一つの各担当課で公共事業で入札なり随意契約なりというところはあると思うんですけども、なかなか全てのところの契約のやり方といいますか、そういったところが、自治法上、違法なのか適法なのかという判断は財政課のほうではやはりできないかなというふうに考えております。ですので、そこが不正であるというところのペナルティーであるとかいう部分については、なかなか予算編成上難しいのかなあというところでは考えております。

ただ、そういう不正な契約等があれば、もちろんそういったところは全庁的に、総務課のほうなりもそうなんですけれども、正していくというところは当然のところではございま

すので。ただ、うちの役場のほうでは、必要な予算は要求していただかないと、住民サービスが停滞するということは、必ずしも予算編成の中ではありますので、その辺は必要な予算は必要な予算として要求していただくと。その中で、こういった形で節約していいのかというのを各担当課と前向きに話し合っていきたいなというところで考えております。

で、最初におっしゃってた予算の偏りという部分なんですけども、やっぱり財政課の立場としましては、全体を見回した形で効率的に予算を配分していかないといけないと。ただ、町の要は施政方針としまして、力を入れていく部分というところにはもちろん予算を重点的に配分していかないといけないと、そういう形で行くよという方針なので、そこについては予算を配分していくということになっております。

ですので、ただ今後は、今までなかなか手を入れてくることができなかった公共施設の老朽化問題とかございますので、当分の間はそういったところにお金がかかってしまうのかなというところは、ちょっと想定はしておるんですけども、そういった中で原課さんのほうにもいろいろ創意工夫していただきながら、ソフト面の事業というのも充実していくような予算の配分というのは考えてまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

なかなか財政課のほうで勝手にここにお金つけますというのはでけへんと思うんで、そこはトップの判断になってくると思うんですけど、やっぱり無駄が結構多いように思うんですね。切り詰めていってほしいというところ。

1つ気になってたのが、これ決算書全体を見渡してですけど、やっぱり町内の外郭団体、いろんな団体ありますでしょう。そこへの負担金関係、あと委員さんとかのいろんな報酬関係ですよね。それで結構食ってるところも多いなあというのがあって、中にはこの団体何なんと、効果不明というんですか、あるのは知ってるし、何かやってるんかもしれんけど、実質じゃあ町内というかね、効果はどこにどう現れてるんと。でも経費、結構食ってるよねというのもあったりすると思うんです。

そこら辺ちょっと見直しをかけていってほしいんで、これは今後、多分時間かかるでしょうけど、先々へのお願いとして、経緯もあるんでしょうけれども、忠岡町はもうお金がないということで住民サービスを切り詰めてるんですから、そこはもう町内の外郭団体さんにもご理解いただかんとお金が出てこない部分もあると思うんでね、今後、調整しながら、できるだけ団体の見直しも含めてちょっとやっていただきたい。これって答えれる部

署、あるんですかね。私は別に答弁なしでもいいですけど。全庁にまたがるでしょう、外郭団体って。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、議員ご指摘の負担金でありますとか、団体さんの補助金というところなんですけれども、昔からの経緯というところもあると思うんですがというところでご理解いただいている部分もあるかと思うんですけれども、まさにそういったものもございます。町がなかなかできない部分を町民さん自らの手でいろいろやっていっていただいていると。それが住民さん自ら発足していただいたのか、役場からこういった形で一緒にやっていただけないかというところで、そういった経緯で発足した団体もございます。

その中で、忠岡町としても長い間ずっと補助金等を支出していたというところで来ておりますが、平成18年度以降、第2次財政健全化計画の中で、非常に厳しい折、各団体さんに対しても補助金は2分の1カットというところでやっていただいております。また、第2次財政健全化計画が終了した後でも、忠岡町みらい計画の中で、その要はコストカットという部分については引き続きしていただいている、お願いしてるところでございまして、これ以上の補助金のカットというのはなかなかできない部分でございますので、そういった中でも、ご指摘いただいた部分は、補助金改革等、今後行政として行政改革という部分で、そういったところも案件として上げていきながら、効率良い形で行政運営できるような形で考えていきたいなというところでご理解いただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

何か聞いてるとね、やっぱり私らなんかは特によそ者組というか、新たに忠岡町とか最近来た人なんて、そういう経緯とか歴史なんて知らんわけですよ。今の町の状況しか見てないから、で、今の時代の状況と照らし合わせて、何でなんという素朴な疑問が出てきたときに、やっぱり経緯とかがこうなんですって。

町長（和田吉衛町長）

そのようなときは、こういうようにしっかりこうやっています。両方あるかなというように言うたら。

委員（勝元由佳子議員）

してるけれども、住民から見てね、やっぱり理解、納得が得られるかというのもあるんで、そこはこういう経緯、町の歴史があるんですというところもあるかもしれないですけ

ど、とにかく忠岡はお金がないんやから、そこは見直せるところは見直しをしていってほしい。でないと、お金なんて出てこないです。住民も減っていくし。

委員長（三宅良矢議員）

何か回答ありますか。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっといいですか。町長もですけど、局長も、公室長じゃないからね、口、挟まんといってください。従前からお願いしてますけどね。局長は事務局の議会の側の人なんです。だから、影響力を及ぼさないでほしい、申し訳ないですけど。そこから結構ワッと、私も見えるんですけど、結構職員さんに影響を与えてると思うんで、議会事務局長に徹していただきたい。お願いします。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

ご指摘いただいている部分も考慮しながら、切磋琢磨しながら、これこそ持続可能な行政経営というところでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

町長（和田吉衛町長）

どこに無駄があるんか教えてくれ。俺らはちゃんとやってるよ。ここに悪い者はいてない。

委員長（三宅良矢議員）

町長、後で終わってから叱咤激励をお願いできますか。我々もこれから予算編成に対して、会派なり何なりでしっかり意見させてもらいますし、予算委員会の前と予算委員会を通じて、議会としても、議員個人か、それは会派としては分かんないですけど、させていただこうと思っておりますので、真摯に耳を傾けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

1点だけいいですか。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員、補足があれば。

委員（勝元由佳子議員）

教育予算のことね、ちょっと総括的に1点申し上げたいんです。個別の事案はいろいろ質問も出たんで。

ざっと見せていただいて、教育総務費と幼稚園費、小・中学校の費用を見てたんですけど、総額に占める本当の教育事業ですよ。教育の質を上げるための事業に使われてるお

金って、ざっと計算しても3割もないぐらいなんですね。ほとんど維持管理の費用とか、負担金補助金とか、人件費、光熱費、需用費とかね。そういう教育行政の最低限度の何かコスト、あと給食やね、そこの教育行政を維持していくコストにほとんど食われてる。ほぼ8割近くそこの維持コストにかかってて、実質の教育の質を上げるという事業のところにお金が回ってない状況なんですね。私がざっと見ただけですけど、1億なかったと思うんですね、実質の教育費用がね。幼稚園費、幼稚園の子どもたちに対する教育の実質的な事業ってなかったんですよ。

なので、もうちょっと今後のお願いとして、教育に投資をしていただきたいというところですね。ほかの部署のところでは余計なものとか、数千万なんか多分出てくると思うんです、無駄をカットすれば。そこをもっと教育とかにかけていただかないと、やっぱり人材も育たないですし、人も入ってきてくれるかどうかというところもあるんでね、ここはお願いですけど、もうちょっと教育を大事にしていきたいというところですよ。

委員長（三宅良矢議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

ただいま勝元委員のほうからお話ありがとうございました。非常に現場の先生方のご意見、これほんとの意見なんなんですけども、忠岡町はほんとはよく頑張ってくれてると、教育環境も含めましてね、非常に手厚いと、転勤した先生方がそうおっしゃってます。決して教育に力をかけてないということではないということだけ、これはもうほんとに転勤した先生方、また戻ってくるときに、やっぱりこっちが良かったということで戻ってこられる先生方も増えてきました。その辺だけのご理解いただいて、おっしゃっていただいた教育の質的な部分に関しての支援とか、そういう部分に関しては、財政的な部分もあるでしょうけども、これからも財政当局のほうへ申し上げていきたいというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

現場のほうは頑張っていたらと思うんです。ただ、町全体の財政に占める割合というところを見ると、やっぱり何か忠岡町は教育にもうちょっと投資すべきじゃないかなというところがあったんです。特にあと産業振興の部分ね、1,000万レベルで結構あれでしょう。ピーピーという感じやったでしょう。なので、そこは今後ね、予算を回していくようにしていただくと、これは要望ですね。お願いします。もう答弁結構です。

委員長（三宅良矢議員）

そこら辺につきましても真摯に向き合っていただくようによろしくお願いいたします。

勝元委員、答弁結構ですって、あまりそういう言葉を使わんといてもらえますか。やっぱりこれは質疑する場なんで、答弁がないんやったら、その質問自体もやっぱり控えていただきたいと僕は思いますので、よろしく申し上げます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員、他にありますか。

委員（勝元由佳子議員）

もう結構です。終わりで。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。是枝さんは1時間以上ありますよね。だから、ちょっと午後からにさせていただいて、ちょっと調整が入ってるんで申し訳ない。松井委員、お願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

すみません、こども園のことでお伺いしたいんです。教育課と建設課の部長にお伺いしたいんですけれども、建設課のほうでマスタープランをつくっていただいて、都市計画ですよね、つくっていただいて、教育のほうで国交省さんらとお話をして、来年度から着工という準備になっているんですけれども、現段階でどの程度の進捗度合いといたしますか、うまくいってる、いってないとか、その辺分かりましたら教えていただきたいんですが。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今言われているこども園の整備につきましては、順調に進んでおります。今されてると思うんですが、その補助金の関係なんですけども、特に、そちらのほうにつきましても、今年度に入ってから複数回、担当が調整してまいりまして、何とか土俵には乗っているような状況になっておりますので、この先もその形で粛々と進めていって、確実な補助金の確保を目指して頑張りたいというふうに考えております。

一応、来年度から工事を始める予定でございまして、令和5年度の新しいこども園の開園に向けて、引き続き鋭意進捗していきたいというふうに考えておりますので、引き続きご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

これ、和田町長の肝煎りの政策でもありますし、ぜひ成功させていただきたいんですけども、やはり昨今の情勢の中で、この補助金ですね、こいつが、今計画を立てていただいて、お話を進めていただいて、来年着工という中で、確実に100出るんかという話になったときに、もしこれ仮にですね、着工にかかってから90やったと、80やっという場合は、財政課長、どういう手だてをお考えでいらっしゃいますか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

一応、現段階では概算事業費の中で、取れるべき財源というのを想定した上で見通し上もさせていただいてるところでございます。で、これ、実施設計が出来上がってきたときに、またその交付金の種類とかもいろいろ変わってくる部分も、各省庁間で交付金が交付されるようなこともあったりしますんで、そういったところを必ず研究して、取れるべき財源を取って、事業のほうは進捗していくと。ただ、その限度にもよるんですけども、例えば今おっしゃってるところ、例えば90やったらどうなのか、じゃあ、はたまた10だったり20だったらどうなのかというところになってきますと。

委員（松井匡仁議員）

まあその辺はね、100出えへんかったという考え方で、少しでも、13億円の総事業費ですから、2%であっても3%であっても、少し足らなかった場合、そのときにはどういう手だて、考えとかないかんと思うんです、私。100出るんやと、こないやったら、そのときになって、出えへんやんけとなったら困るんで、考えだけは考えとかないかんと思いますんで、その辺の考えを伺いたいで。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今の概算で計算してる部分でも、ここが要は100になるというふうなところは私どもも思っておらなくて、やっぱり起債のほうを充てていくにしても、起債も要は満額充てれるわけではなくて、その事業費に対する90%であったりとか、そういった部分になってくるので、そこの事業の差額というのはもちろん出てきます。

その中で、例えば若干、その100思っていたところが90であったとしても、その辺は取れるべき財源、例えば大阪府の市町村施設整備資金貸付金とかいうのもございますので、そういったところをフル活用できるような形で財政課のほうも奔走してまいります。その中でも、やはり認定こども園というのは、大きく言いますと児童福祉の部分であったりというところもございますので、その辺、愛の福祉基金のほうの残高も順調に増えてきている部分もありますので、そういった急な部分が出てきた場合には、そういった基金の取崩し等も視野に入れながら、取れるべきところは取って、事業進捗はしていきたいというふうに財政課では考えています。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

なるほど。ただ、その府の貸付けとなりますと、これはもう100%借金になってくるんで。そやから、ほかの手だてを今考えてくれていると、基金の取崩しも含めてね。もともと1割は基金の取崩しなわけですよ、90%やから。1億3,000万ぐらいはもともと愛の福祉基金を取り崩す予定ですよ。そこにプラス、基金を取り崩していくという考えになるわけですか。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

いえ、今のところは、基金の取崩しというのは想定はしていません。

委員（松井匡仁議員）

してないの。

財政課（岩佐式人課長）

はい。

委員（松井匡仁議員）

それなら、全部起債で出えへんし、今回申請した分が100出ませんよね。補助金の申請がね。そのあとの部分というのは、何でもともと充てるつもりやったんですか。

財政課（岩佐式人課長）

それにつきましては、町の一般財源という形で考えております。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。

委員長、よろしいですか。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

その中の話で、ほかのところ、取れるところから取ると、いろんなどころをかき集めてというふうに財政課長おっしゃってましたんですけども、その中で小倉課長、政策のほうですね。だから総括でお話ししたかったんですが、これ、企業版のふるさと納税、クラウドファンディング的なものですね、こういったものの、それをするかどうかは別にして、手当て、準備も要りますんで、これをするに当たっては。この辺の準備なんかも進めておく考えはないでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

クラウドファンディングなんですけども、おっしゃるとおり、ふるさと納税のような関係で、返礼品目当てではなくて、自治体の事業に共感された方から寄附を募る制度だというふうに考えておるところでございすけども、まだ具体的に事業担当課と細かいところの調整等はできておりませんので、そういうようなところをさせていただいて、あと要は制度に容易に乗っかかれるところがあるのであれば、検討のほうはしていきたいというふうに考えておるんですけども、まだ現状では詳細なところを詰めておりませんので、ちょっと研究のほうはさせていただきたいというふうに考えておるところでございす。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。私、昨日ちょこっとお話ししましたんですが、今私、このこども園の話だけでも、教育さんと建設課さんと財政さんと政策さんと4つにお話ししたんですが、もっとできたらお話ししたらええと思う、いろんなことを。縦割りというのはあるんやろうけど、こうやって大事なことというのは、皆さんでもっとお話しして、「おい、どうやねん」とやりながら進めていかんと、こんなに苦しいときですんで、こんなええ格好言うたらあかんのですけども、苦しいときやからこそ、そうやってみんなややって、このこども園なんかの場合にはぜひ成功させていただきたいと思ってますんで、どうぞ公室長、よろしくお願いします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

松井議員おっしゃるとおり、各課で考えるんじゃないしに、全庁的に考える場を持って取

り組んでいきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。以上です。

以上と違う、ごめんなさい、会派の質問をさせていただきます。

委員長（三宅良矢議員）

お願いします。

委員（松井匡仁議員）

東郵便局の路駐問題についてお伺いいたします。以前も問題提起させていただいたんですが、全く改善が見られないと。抜本的に対応してもらえないのであれば、忠岡町役場が出す郵便物を全て忠岡郵便局に変えるなども視野に入れて交渉すべきということなんですが、その辺いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

東忠岡郵便局前の町道吉井線に伴う路上駐車の問題につきましては、以前から隔月の迷惑駐車合同パトロール等において、泉大津警察さん及び泉大津交通安全協会さんの方々と一緒に指導啓発をしておりますが、依然としてなくなるものがございます。また、全国の郵便局の駐車場不足が問題化されており、東忠岡郵便局側においても注意喚起等の貼り紙を設置していただいております。

本町の対応といたしまして、今後も根強く指導、啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。ぜひよろしくお願いします。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

続きまして、住民センター機能で質問させていただきます。文化会館の機能は抜本的に見直すべきで、今後開かれる委員会も利用者目線だけでなく、企業家やプロデューサーのような方も交えて検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

文化会館の運営委員会のメンバーさんは、学識経験者と、そして社会教育関係団体の

方、そして教育委員会が適当と認める者という、そういう方々、10人以内というメンバーで委員会規則を立てております。その学識経験者の中には、岸和田の浪切ホールの立ち上げに貢献されて、そして元岸和田市職員でおられて、もう退職されてるんですが、岸和田の中央公民館の館長もなさった方、そういった方をお願いする予定と、その運びでありますので、まさに本町との隣接したところでのお勤めもなさっていながら、そしてうちの図書館もよくご利用になられてたと、利用者側の立場でもうちの状況を把握してくださっているという目線もお持ちの方ですので、そういう方を交えながら、そしてクラブ生も2名、募集をかけて決定しておりますので、有意義な意見を出していただきながら前向きに進めていこうかと、その運びでございます。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

では、次に前川副委員長。

委員（前川和也議員）

よろしく申し上げます。松井委員の質問にも少しだけかぶる部分があるんですけど、私も基金の質問をさせていただきたいなというふうに思います。

ここ近年、基金が着実に積み立てられてると。着実にいろんな基金ですね、積立額が増えているということで、裏づけというんですかね、ふるさと納税が非常に堅調な伸びを示していることによって積み立てることができるんだなということだと思っておりますけども、これもためること自体に目的はないと思うので、その出動するタイミング、額ということについては、ほんとに町長の、部局の英断によるリーダーシップによって適宜発揮していただきたいなというふうに常々思っております。

で、その忠岡町の規模に見合った積立目標額みたいなものは設定はされてるんですかね。家計で言うと、これは貯金なので、多ければ多いほどいいというふうにも思ったりもするんですけども、6年度なんかは6.7億円まで見通しではためるというふうな見通しなんですけども、目標額と、今後の必要に応じて出すんだというような意思をお示しいただけたらなというふうに思いますが。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

基金残高についてでございますけれども、基金の中には、財政調整基金と特定目的基金というのがございます。特定目的基金につきましては、特段目標というところでは設定はしておりません。財政調整基金についてなんですけれども、この部分につきましては、次

の総計の中でも、大体基金残高の保有率という形で、目標という形で載せさせていただいておるんですが、本町、平成18年度に忠岡病院のほうを閉院という形になったときに、その当時、財政調整基金を全額取り崩してゼロになったという経緯がございます。その中で、赤字決算等続いた中で、徐々にではありますが、積み立ててこれて、今4億程度、基金残高がございますけども、財政運営上、やはり何かあったときの対処という部分につきましては、やはり余裕を持っておいたほうがいいというところで、今回コロナの感染症等もございますけども、やはり潤沢に基金を保有している市町村については、どんどん住民サービスというところで基金を取り崩して事業のほうをやっていっております。そういったところも踏まえまして、財政課としてこれぐらいあればいいなという目標設定というところでは公式にはしておらないんですけども、大体10億円以上の財政調整基金の残高というのは、適宜保っておきたいなというところでは考えております。

委員長（三宅良矢議員）

前川副委員長、いいですか。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。これまでのこの額にしても、相当な努力があつての額かなというふうには思っています。一応、目標設定額が10億というのは、かなりまだまだこれから年数もかかると思うんですけども、これもやっぱりふるさと納税応援寄附金次第では、また変わってくるかなというふうにも思っていますので、その辺、ふるさと応援寄附金の部分についても、小倉課長、また一生懸命努力して、集める努力もまたしていただけたらなというふうに思います。

次の質問です。次は、今さっき東局の路駐対策をご質問されましたけど、私もちょっと1個思っているところがあったもので、ちょっと便乗して質問できたらなと。各課で郵便によるいろいろ受給申請ですね、認可申請とか、受給する申請、各課でいろんなものがあるかなと思うんですけども、これ、線路より上の方がそれをしようと思えば、書類を書いて、封筒へ入れて、そこの局で出すということが想定されるんですけども、路駐されてる方もおりますし、ちゃんとここの、ちゃんとと言うんですかね、近隣のここのパーキングへ入れて、出しに行かれる方も多いかなと思うんですけども、それやったら入り口に郵便ボックスみたいな、そういうものを設けてみてはどうかなというふうにも前々から思っておったんですけども、そういうのってどうですかね。その郵便局へ入れる人ね、庁舎の駐車場へ止めて行く人も。何か入れるボックスみたいな。ポストじゃなくて。

委員長（三宅良矢議員）

ざわついてますけど、回答できますか。公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

郵便物がどれだけあるか分からないんですが、駐車場のところに役場専用のポストを置いていただきたいという趣旨でよろしいですかね。

委員（前川和也議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

ちょっとその辺、そこに置くと、また路駐されるとかいう部分もありますので、ちょっと調査研究させていただきたいと思います。

委員（前川和也議員）

調査研究ね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとざわついてますが、また調査研究ということでお願いします。

前川委員、どうぞ。

委員（前川和也議員）

次、全般に関わるところで、この実績報告なんですけども、いろいろ主な主要事業について報告されてる冊子なんですけども、継続事業というのもこの中にはもちろんたくさんあることで、ちらっと質問の中でも申し上げたんですけども、継続なんで年によってその数字が変動するというのはもちろん当たり前のことなんですけども、劇的にかなりその金額でありますとか、対象件数がかなり変わったような案件があれば、なぜ変わったのかという所見も一緒に書いていただけたら、それもまたありがたいかなというふうに思いますが、いかがですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

主要な施策についてでございますが、議員、今おっしゃっていただいたとおり、その辺も部分も工夫して、分かりやすくなるような形でまた検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（前川和也議員）

これ、次からの決算でも、またよろしく願いいたします。

あと、会派から私も預かっている質問、預かってきましたものを読み上げたいというふ

うに思っております。

社会教育全般に関わるところで、特にその中核である文化会館についてのご質問です。読み上げます。

文化会館の予算は、建築当初に比べ減額されて久しい。それに伴い、事業展開も劣化が著しい。第6次総合計画の資料にも、その使用状況の右肩下がりが続いている。

言うまでもなく、人間には五感が備わっている。現代のICT技術の目覚ましい発展に代表されるように、便利さ、利便性、効率化を求める余り、五感を鈍らせているのが現状である。雨の匂い、潮の香り、鳥のさえずり、山のかなたに思いを馳せる、光と影のコントラストなど、挙げれば切りがない。これらを感じることで心が洗われ、精神的な和らぎ、くつろぎも得られる。このような部分を磨くのは、忠岡町では文化の中核施設である文化会館の活動が活発でなければならない。

この意味からも、文化会館での多種多様な活動をいま一度見直していただきたい。そのためには、部屋の改造、設備の充実、専門職員、社会教育主事などの配置などは不可欠であり、近々に予算措置を強く望むものであります。

以上でございます。小林課長。

委員長（三宅良矢議員）

指定。

委員（前川和也議員）

どなたか担当の方、よろしく申し上げます。

委員長（三宅良矢議員）

まあまあそうなりますね。小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

前川議員おっしゃるのがもっともな実情かなと思っております。で、文化を創っていくというのは、急にできるものでもございませんし、職員がやっぱり一団となって、その考えたことが、まさに受け入れしていただく利用者の方、住まわれている方の望みと合致する、そしてそれを支える金銭的な財政が、ちゃんとそれを見届けてくれる。で、それを単発ではなくて継続的にしていかないと、文化というものは継続していかない。私もそのようには考えておりますので、何分財政状況、コロナ禍でもあり、税収入も滞ってくるのがもう目に見えてきてるところではございますけれども、何とか工夫をしながら1つずつ、急いで何もかも各年代に向けてこういった事業を膨らませていきますということも難しいと思っておりますので、1つずつ何から一番先に手をつければいいのか、そして矛先をどうするか。若い方が来ていただくにはどうしたらいいのか。高齢者の方、お元気な方はたくさんいらっしゃるの、その方たちとの年代層を含めたつながりをもっと豊かなものにするには、どうした活動が文化会館でできるのか。また、あるいは学校教育、学校の児童さんとの関わりをどうするか、お勤めの先生たちがどんなふうにしたら文化会館にも足を運んで

くださるか、そういったものが、ありとあらゆる課題がたくさんございますので、1つずつ丁寧に向き合いながら考えていきたいなど、そのように思っております。

委員長（三宅良矢議員）

前川副委員長。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。ほんとに中枢、忠岡町の中では文化会館というのはほんとに貴重なハードですね。ハードであり、またソフトを行える施設であると思いますので、ぜひこの質問の趣旨を酌んでいただくように、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思ひまして、終わります。

委員長（三宅良矢議員）

お昼にかかります。1時まで休憩させていただきたいと思います。1時にまた改めてご参集ください。

（「午前11時59分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後0時58分」再開）

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

3日間お疲れのところ申し訳ないです。私も2時間ほどねんごろにやりたいと思ひます。簡潔に終わります。すみません。

2日間審議しまして、その中で1つは各委員からも質疑等ありまして、例えばカーブミラーの曇りをどないかせえとか、河川敷の草の業者じゃなくて、この辺の入札のこともあって、特殊な仕事ですから、松井議員もおっしゃってましたけど、かなり外注とかそんなんで、身体的にも影響を及ぼすところもありますけども、私もこれまでお話しさしてもらったことあると思うんですけども、ボランティアの育成ということについて、町としてはどう取り組んでいくのか。ボランティアの方、いらっしゃると思うんですけど、こういったところを、自発的なものなんでしょうけども、町から仕掛けていくというんですか、ボランティアの育成。こういった方々に、例えばカーブミラーのそういったこともやりたいというところのボランティアの団体もあるでしょうし、こういったところをうまく育成して、住民が参加できる、そういうまちづくりというのはできないものかなと思って。この

辺の見解について何かお考えがあるか、まず1点お願いいたします。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

ただいまの件ですけれども、カーブミラー、除草のボランティアとか、そういう件で今ご質問いただいたんですけれども、当然、大阪府にはアドプト制度というのがございまして、制度で団体さん登録していただいて、ボランティアでやっていただいているところもございます。ただ、その地域だけの話になってきますので、ちょっと全域というのは難しいのかなというところもございまして、今後、他市町村さんの事例も見ながら検討させていただきたいと思います。ただ、カーブミラーに関してはやっぱりちょっと危険な作業もございますので、ちょっとボランティアは難しいかなと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

ある程度、当然そういった方には、各種団体の中でも子ども会なんかやったら保険も掛けて、保険を掛けたから大丈夫やみたいなことはないですけど、そういったことの手だてもできますし、カーブミラーとか河川敷の云々とか、そうじゃなくて、町全体としていろいろなところでボランティアを活用できるような形で、町としては何かアクションを起こしていけないのかなと。ボランティアの育成という、育てるということで、そういった意味で質問させていただいたんですけれども。

あと、例えば河川敷になるんですけれど、1つのボランティアでしょうね。アドプト・ロードみたいな形で河川敷の、泉大津なんか町会で何かそういうふうな形で河川敷ののりの部分ですか、下はもう川ですから、花なんか植えたりいろんなことすると、洪水が、雨が降ったりした場合はそういったものもあれでしょうけど、景観として、あそこは憩いの場って、いろんな人もジョギングもされてて散歩もされてて散策もされてて、そういったところにそういったものを、アドプト・ロードっていうんやな。リバー、そういったのも育てるというか育成していくというか募集するというか、そういった呼びかけなんかも含めてできたらいいのかなと思うんですが。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

先ほども申し上げさせていただいたとおり、アドプト制度、これは大阪府の制度でございまして、今後大阪府さんと協議しながら、道路であり河川であり、アドプト・ロード、リバーですね。ちょっと検討させていただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

住民と一体になってまちづくりしていくというところで、こっちから仕掛けていくということも1つなので、よろしく願いいたします。

あと、このコロナ禍の中でいろんなことが電子化というか、されていっております。生活様式も変わってきて、そこで何を言いたいかといいますと、電子マネー、これで公共料金の支払いができないのか。やっていくときじゃないかなと思うんです。近隣市では高石市さんがかなり数多くされ、P a y P a yとかされてます。岬町も熊取町も河南町も、数は軽四税とか福祉車税とか所得税とか住民税とか限られたものにもなってますけど、高石市さんなんかはかなり幅広く、学校の給食なんかでもされてるようなこともありますし、それもちょっと近隣の状況を見ながら、こういった電子マネーでお支払いできるような形を今後やっぱり取り入れていくべきではないかと思います。

今、公共料金なんかはコンビニで何年か前からお支払いできるようになっておりますけど、この電子マネーでやれるというところの部分について、今後どのような考え方を持ってはるんか、ちょっとお伺いしたい。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

スマホ決済の部分につきましては、税務課、国民健康保険という形で、来年度から実施する方向で進めております。

委員（北村 孝委員）

ありがとうございます。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

それが浸透してくれてるんやったら数多く増やしていただければええのかなと、こう思います。時代に即したやっぱり施策といいますか、そういったことも必要ではないかなと、こう思いますので、ありがとうございます。

それと、これはもううちだけの話じゃなしに少子化、子どもの減少化、少子化の問題について、これもこれまでも質問させていただいたことがあると思います。この決算委員会の中でも国が、菅総理が誕生して早速に不妊治療の治療費、高額になるので保険適用という、これも恐らく少子化、人口が減少化していくという中であって、こういったところも、もう1つは高額だと。顕微とか体外受精になれば30万、40万。補助は国のあれからしたら1回目は30万で、2回目以降は15万、6回ですかね。そういった補助はありますけど、この辺は保険適用していくということで、総合的にこの人口減少化というのは考えていかなあかんところですけども、忠岡にとって何かこの人口減少化に向けて、何か今後考えておられることはありますでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

当然、少子化に全国的になっていきますので、本年度から本町独自の取り組みとしまして給食費の無償化を実施いたしました。幼稚園、保育所です。3歳児未満です。これにつきましては近隣のほうでもまだ現在やっていないところが多うございます。そういった形で子どものいる家庭に補助するなり、そういった形で本町独自のPRを兼ねて少子化を食い止めていきたい。

子どもの数には限りがございますので、いろんな形で、どこへ行くかはご家庭の思いがございましたけれども、本町としてはそういった形で1つでも独自のPRができればというふうに考えております。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（北村 孝委員）

今、公室長からありましたように、たしかこれ、給食費は国がやり出してから1年目になるのかな。副食費ね。それ以前に本町が取り組んでいっていただいたところは、非常に先進的な取り組みされてて、よその市町村にも自慢いうかアピールできる場所でもありますけども、国で、内閣府で少子化対策の一環として、新婚世帯の家賃や敷金、礼金、引っ越し代など新生活にかかる費用について、来年度から60万円を上限に補助する方針を固めたとあるんです。来年度から60万ということは、既に30万の分があるわけで、これはなかなか取り組んでる自治体は少ない。なぜかいうたら、半分かな、そこの自治体が負担せなあかんので、財源的な理由でなかなかそれをしてるところが少ないらしいんですけ

ど、この辺についても国は今後3分の2を補助していくということも聞いております。

今後のことですけれども、こういった少子化対策について、この辺の政府が来年度から60万円を上限に補助していくということについて、市町村の負担も2分の1から3分の1になると、3分の2まで補助するということがありますので、この辺について、今後この施策についてどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その新婚世帯の補助については、現在忠岡町では行ってない状況で、どこが管轄になるのかというところ辺もございまして、町としては少子化に対して何か施策をしなければならぬというのは認識はしておるところでございますが、ちょっと関係課と調整、あるいは町財政のこともございますので、その辺を検討しながら、検討といおうか確認といおうか、順次してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

こう言ったらなんですけど、忠岡町って、何って特産物ってないんです。アピールできるのは日本一ちっちゃな町やということ、あと、その町の割には世界で活躍する、いろんなところで活躍する著名人、アスリートを出しているということで、いいんですけども、見てからに農地も少ない。ほとんどが住宅地でなっているというところにあって、やっぱりその辺にもうちょっと力を入れて、今の状態でも結構生活圏としてはすごく生活しやすいんですよ。

そういったことも含めて加味しながら、この辺についてもうちちょっと人口、うちが取ったらよそで減るみたいなもんですけど、これはこれで、先ほども言いましたけど、子育てしやすい環境、経済的ななんかいろんなことで晩婚型が多いから子どもさんがでけへん、経済的に苦しいから子どもさんがなかなか計画的にというところもあるんでしょうけど、まず忠岡の魅力として、忠岡はほんまに子どもを育てやすいし、いろんなところで手だて、支援が厚いよというところで、魅力ある施策を少子化、人口減少化に向けて今後考えていただきたいと思います。回答は同じようになるでしょうけど。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

回答は同じとなりますが、町が使える財源をできるだけ有効に、あるいはどの施策を主に町民に対して行っていくのかというところを全庁的に検討し、担当課としてはそれぞれみんな、担当のところからやりたいことはたくさんあると思いますので、その辺、財政当局と検討し行ってまいりたいと思います。

委員（北村 孝委員）

ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

先ほど電子マネーのことでちょっと漏れたんですけど、今ポイント制というものもありますよね。健幸マイレージ、また趣旨が違うんか分かんけど、あれも一応はある程度あれしていただいたら景品を出すというところであって、電子マネーを使っただくと、例えばそれを公共料金に充てれるとか、その辺はなかなか、そうするあれは大変な作業になるんでしょうけど、その辺も含めてですね、質問が戻りますけど、電子マネーの分についてもポイント制、還元するというところに、よそがやってるところがあるんかどうか、私、ちょっと調べてないんで分かりませんが、ユニークな施策としてその辺も売りに出して、今後出せるように取り組んでいただければありがたいなと、こう思います。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

うちの電算との打ち合わせの中で、P a y P a yのほうは、P a y P a y独自にポイントがつくんですけども、そちらのほうでポイントはつくというふうに伺っております。ただ、うちのほうで。

委員（北村 孝委員）

使うということで。

町長公室（立花武彦公室長）

ポイントが付くというのはなかなか財政的にも負担が大きい部分がございますので、ちょっとその辺は今のところ考えていないところでございます。

委員（北村 孝委員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

以上で取りあえず、いずれにしても今後、時代に沿う、また人口減少になって非常に大事な部分だと私、思っておりますので、若い職員さんも優秀な職員さんもいらっしゃる中で、いろんところで魅力あるそういった施策を実施していただければいいように、先ほども他の議員からありましたけど、現職員で、縦割りじゃなくて、横の連携でいろんなものを協議していくというところであって、その辺も含めて若い人のアイデアも取り入れながら今後まちづくりに取り組んでいただければありがたいなど、こう思います。よろしくお願いたします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3日間、大変皆さんお疲れさまでした。私、最後になるんですか。まだいらっしゃるんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

止めるわけではないですけど、これからまた先ほども言ったように、また30分、1時間されるというのはちょっと違うんで、そこはちゃんと配慮いただいた上で質問をお願いいたします。以上です。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら総括質疑させていただきます。

まず、クリーンセンター関係のことについて3点ございます。

まず1つは、整備運営管理委託のことについてであります。10年のクリーンセンターの長期包括契約が終了しまして、この決算は11年目の決算ということになります。10年間で大規模改修の分を含んで支払っていた年間の委託料と、この11年目の1年間の分は、もうそれがありませんけれども、5,000万円程度しか違ってないということになります。これは単年度の包括的契約であるからこうなるのではないかということはおもうわけなんです。改修工事費と運転管理委託とは別立てで、それぞれ入札をして委託すべきというふうにこの予算のときにも指摘をさせていただきました。ということで、これについてはそうではなかったかということで見解をお聞きしたいと思っております。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

まず、単年度の包括的契約に至った経過、これまでの経過をちょっとお話しさせていただきます。10年の長期包括が終わるに当たって、クリーンセンターの整備運営委員会というのを立ち上げました。その中には専門の方が入っていただきまして、今後忠岡のクリーンセンターをどうしていこうかという話を進めてきました。

その中で最終的には、今後も10年間の長期包括でしていくほうがいいのではないかという案を受けまして、平成30年の7月の臨時議会で、我々としては10年の長期包括を再度させていただきたいという願いで議案を上げた経緯があったと思います。

ただ、不採択になりまして、早速困ったのが次年度以降どうしていくかというところに直面しました、直面したと同時に、そのとき9月に台風21号がありまして、なかなか次のクリーンセンターをどう回していくかということも思案している中、コンサルを入れながらとりあえず単年度で包括でいくほうがいいのではないかと。

包括にした理由といたしましては、やっぱり運転管理と工事を、これを別々にするということは、責任の分岐のところはかなり難しいと。なかなかこれ単年度でいくと入ってくるところもないやろという経緯から、単年度の包括、これは致し方なく単年度の包括という形でさせていただきました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

経緯はみんな存じております。やはり分けて委託をすべきではなかったかというところをお聞きしているんですけれども、忠岡町にそのことができる職員がいないということが一番の理由であったかと思います。ということでそういう、今後ですね、今の年度はまた4年間の同じような包括的契約がされておりますけれども、そういうことであつたということで指摘はさせていただきたいと思います。

ということで、次に広域化の取組についてであります。町は長期包括契約が終了して平成31年、この令和元年度は単年度で、2年から5年度は4年間の包括契約を行っております。その際、今後は単独処理ではなく広域的処理、広域化に向けて協議をしていくという方針を町長が表明されました。

ということで、まず1つ目、その方針に今も変わりはない、現在ございませんでしょうかという点と、今現段階、その協議に向けてはどのような状況になっているのかを簡単に一言

で報告をいただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

これは町長に。誰に。

委員（是枝綾子議員）

担当ですね。担当の方にまず聞いて。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

町長の方針が変わったということは我々も聞いておりませんので、このまま引き続き広域のほうでお話は進めさせていただいております。今年度の泉北との話し合いの中身なんですけど、なかなか今回、コロナというところでお会いできなかった部分と、今回町長選、忠岡は控えているというところで、泉北さんとは今年度についてはあまり進展がなかったというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コロナの感染でなかなか会議が持てなかったということがございますし、来月には町長選挙があるということですので、今後より一層スピードアップして進めていただきたい。最短で令和6年度からということでもありますので、これまで以上に工事、更新のそういった費用がかさんでいくということになってきますので、もう早くやっていただきたいということは申し上げておきます。

次に、委託料の見直しについてですが、ごみの収集運搬委託料の金額が全て、昨年度と比べて上がっております。全てです。下がったものは1つもございません。ということで、やはり入札によらない随意契約であります、全てが。ですので、やはり見直しを求めたいと思います。財政が大変だということは、1日目の歳入のところで十分審議をいたしました。ですから、財政が大変なときだからこそ、やはりそれに応じたということをお願いをするということも必要でしょうし、入札ができるものは入札に変えていくことが必要だと思います。

例えば、私のところだけではなく他の議員からもいつも言われている粗大ごみの電話受付業務の委託というものは、金額、下げられると思います。入札もできると思います。ごみ収集業者でないとできないことではないと思います。

今現在の受託業者は、なぜ随意契約かというふうにも聞きますと、独自のソフトを開発していらっちゃって、それを使うから即座にできるとか、連絡がごみ業者にスムーズにいくとか、そういった理由で何か随意契約をしているという説明がありまして、だったらスムーズにできるし、ソフトもあるんだったら、もう毎年やっていらっしゃるから下げることが可能ではないかと。そんな難しいお仕事を初めてするというような業者ではないから、そこはやはり交渉次第ではということと、その金額が適切なのかどうかということもやはり常に検討していただきたいということなんですが、その粗大ごみの受付業務、ちょっと例に出しましたけれども、これは下げられるのではないかと、入札にできるのではないかとということなんですが、いかがでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

ごみの収集運搬業務が全般に上がっているというところは、消費税の改正がありまして、半年間は8%から10%のところ、その分が上がっている部分と、世帯主が増えているというところでこの部分が上がったのかなというふうにも検証しております。

また、粗大ごみにつきましても、近隣の市町村のところを見ますと、やっぱり随契でやられてるところというのがたくさん、この阪南ブロックのところを見ましてもかなり随契でやられているというふうには聞いております。ただ、やっぱり財政、厳しいというところは、今日も財政課長のほうからもありましたので、今後業者のほうと金額については話し合っていきたいなというふうにも考えております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ごみに関しては入札がしにくいということではありますが、だけど、やはり見積りの入札とかいろんなその金額、1社というかその業者からしか聞かないという形で交渉すると、忠岡町はどういう予定価格を持っているんですかと、随意契約に臨む場合は金額の根拠が要ると思うんですけど、それなしに前例で来て、それよりも上げるか下げるかという、そういったことでいいのかと思いますので、一度きちっとそこは精査されてすべきではないかと思えます。

消費税が上がった、世帯が増えたから自動的にということではありますが、自動的に上げるかどうか、随意契約ですから交渉できるわけですね。上げないといけないという、何かありましたか。契約上ありましたか。当初結んでおりましたか、何か。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

消費税はもともと、我々も何もしないに契約しているわけではなく、あくまでこちらとしても設計的なものは一応持っているのは持っているんです。その金額と比べて、今業者さんの値段が安いかわ高いかわというところでの交渉というのは引き続きやっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

消費税を上げたら、社会情勢の変化によって、そこは見直しするというふうな契約になっていらっしゃるんですかということで、ちょっと2つ目は聞いたんですけども。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

消費税は全般的に外税ですんで、そういうふうな形になっておると思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

消費税の分を上げるか、消費税の分を含めての金額にして委託を下げるかというふうなところの、そういった交渉もできないものかということで申し上げたんですけども、全てにおいてここは受注している業者は3社ですね。1社と2社とかね。まあ言ったら全部で合計で3社で、それも偏りがかなりあるとは思いますが、それはもう昨日申し上げましたけれども、そういった同一業者ですね。たくさん、10社も20社もあるんですしたら、入札もしていただいてちゃんとしていただきたいんですけど、少ないということで独占になってきているというところは、やっぱりきちんと対応していただきたいということで、財政が大変なときだということもお願いをするということはちょっとぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

同じ答弁になりますが、もちろん財政厳しいというところは、業者側にも訴えていこうと思っております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

委託料を引き下げるといふ点から見ての、ごみの総量を減らす減量化と、環境問題とかいうことでなく、ごみの総量、量が減りましたら委託料も自然と下がっていくということもあるかと思っておりますので、そういったごみの減量化の住民意識を高める取組ということと一体に委託料を見直していくという、その努力についてどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

ごみの総量を減らす観点から委託料を減らすという考えは持ってございません。ただ、ごみを減らすということはやっぱり地球温暖化につながっていくという観点ですので、委託料とはまた別に考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ごみの量が減れば燃やすための電気代も下がりますし、水も減りますし、収集の回数も減ると思います。運搬のね。そういった点もあるとは思いますが、それは副次的なものやと思いますけれども、そういったこともありますので、地球温暖化、これだけ豪雨災害があるのは地球温暖化ですわね。はっきり言えます。ということで、忠岡町は多分CO₂削減のそういった目標を持たなくても、町村はいいんでしょうけれども、やはり大阪府全体とかそういったところの中で、やはり忠岡町が果たすべき役割というところがあるかと思っておりますので、CO₂をどれだけ減らせたのかというふうなことで観点でいっちゃ

るんであれば、そういう住民意識を高める、そういった努力というところはどうなっているらっしゃるんでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

地球温暖化のところにつきましては、うちでもまだ庁内で車を極力減らす、乗っていくのを減らすとか、あとは植物を植えるとかいうふうな取組はしてるんですけど、なかなか住民さんのほうにはアピールできてないというのが現状でございます、今後その辺りにつきましてももうちょっと周知していかなあかんなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。忠岡町にごみ減量化の推進協議会というものが、何か白色トレイを、違う、何やったかな、何かのときに企業さんも一緒になってね、1回開いたということがありますので、既存の組織もありますし、また住民参加でそういったごみの減量化に取り組む取組ということが一切ないというね。啓発はされているけれども、もう一歩進んだ意識を高めていく、そういうグループなり団体なりをつくっていくという、そういう取組、他市はやっていらっしゃいますので、岸和田市さんもお隣の例でありますので、やはりそういう取組をぜひ進めていただきたいと思います、そのお考えはございますでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

限られた人員の中で、なかなかあれもこれもというのが難しい中で、これまではクリーンセンターのところでずっと関わってきたと。今度、広域に当たってもその辺で時間が取られるというところで、全然ないというわけではないんですが、まず生活環境課の目標としましては広域を成就させていきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そこは、忠岡町の方針とかいろいろな計画とかにも、ごみ収集分別計画とかございましたね。何か29年度につくったかと思えますけれども、そういったところで、ごみの減量化していきますという目標値も持っていらっしゃったと思います。何か34年度に大分減らすとかいうふうな、何か目標値までつくっている、計画をおつくりになっていらっしゃるんで、それを見てもやっぱりそこに見合うような減量化の取組ということをもっと具体的に進めていただけたらと思いますので、目標値、掲げていらっしゃいませんでしたかね。今よりは減らすとは書いてありましたね。いや、減ってないですものね、なかなか。逆に増えているというところもありますので、そういった取組を進めていける体制をまずは原課が求めていくということでない、できません、この人数ではできませんではなく、計画を実行していく、遂行していくために必要な人員を求めていただけて、計画、言っただけではとおり頑張っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（村田健次部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

住民部（村田健次部長）

先生おっしゃるとおり、ごみの減量化ということにつきましては、いろいろな観点から方面からも進めていかなければいけないものやということで、我々も認識しております。実際、目に見えてというのはなかなかしんどい部分もあろうかとは思いますが、啓発云々も含めまして、今後少しでも良くなっていくような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

では次、入札制度の改善についてですが、昨日の中で、おとといか申し上げたこととはちょっと違うんですけれども、改善のための体制をつくっていくということについてなんです。総務課だけで検討するということはなかなか無理があるのかなと。契約は、発注するのは各課、全課にまたがっておりますので、全庁的に検討チームを組んで進めていかなければ、総務課サイドだけではちょっと進めれないことかなと思ひまして、そういった検討チームをつくって、具体的にちょっと前に進めていくというお考えはございませんでし

ようか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

各課は少ない限られた人員で業務をやっておりますので、なかなか入札に特化した検討チームというのはちょっと難しいとは考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、これですね。この31年度の予算委員会の中で検討していくということは、やりますということはおっしゃっていただいているので、で、1年間ちょっとなかなか進まなかったということで、体制づくりではないかと。なかなか総務課はたくさんの課題を抱えていらっしゃるの、やはり限られた人員であるからこそ課任せにせずに、そこは知恵を使って進めていくということで、やっていくべき課題ではないかと思うんですけれども、やると去年答えていらっしゃるんですから、それを進めるための体制づくりをつくらなければやっぱり進まなかったということがこの1年間でないかと思っておりますので、進めていただくためにそういう検討チームをつくることを検討するということについてはどうなのでしょうかと、それをちょっと答弁いただきたいと思っております。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

入札に関しまして、業務に関しましては、従前より一般質問等ございますので、当然そのものについては考えていく必要があると考えています。ただ、各課にまたがった検討チームをつくるようになりますと、いつ集まるのかと、日常業務をしながら、いつ集まって、専門的な部分も含まれておりますので、その分については業務の見直し、各課にわたる業務の見直し、そういった部分も含めまして考えていきたいというふうに考えています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

各課にまたがるということは、各課から出せというような、そういうチームをつくれと言っているわけではなく、そこは進めていくためにどういった体制が必要かは、忠岡町のサイドで考えていただくということで、私は別に各課から1人ずつ出て対策チームをつくってくださいと、そこまでは言ってないです。合理的にやっぱり進めていくためには必要な人数、メンバーというところがあるかと思しますので、そこは公室長さん頑張ってください、一步でもそれはやる、改善していくと、取り組みますとおっしゃっていただいているんですから、それについては検討するというのが本来ではないでしょうかね。そういう体制をつくっていく。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

体制づくりというのは、進めるのはなかなか難しい部分がございますので、入札につきましては従前より業務の見直し、改善すべき点、指摘されている分がございます。そういった分については順次進めていくような方向で考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これ以上言っても進まないかと思しますので、答弁されたことにはぜひ責任を持って、速やかに実行していただきたいということでお願いいたします。よろしく申し上げます。

次、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

新型コロナ対策についてですが、忠岡町独自にPCR検査を実施することについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

本町でも新型コロナウイルスの感染確認が、7名が確認されておりまして、忠岡町や大阪府のコロナのホームページでも、うち1名がお亡くなりになっているということで載っていました。見まして大変残念ですねと思ひまして。やはり住民の中でも新型コロナウイ

ルスの感染の不安というものがまだまだありまして、そういった状況ですから、町内でクラスターも発生したことです。やはり密接、密になるところの福祉や医療とか教育とか、そういったところで働く方々などにPCR検査を町独自で実施されるというお考えはございませんでしょうか。最近唾液によるそういう検査もできるようになってきているということですので、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今ご質問の件なんですけれども、町独自でっていう分についてはちょっと難しいところが、財源のこともございますし、あるのかなというのはあるんですけれども、ただいまのところ、医師会と保健所と、隣の泉大津市医師会ですので泉大津市と忠岡町との間でPCR検査を行うことについて検討しております。

国のほうがPCR検査のキャパですとか、この秋に起こってくる医療崩壊等につながらないために各都道府県に体制づくりをというところから、それでももちろん医師会の先生方からもご不安があるというところで、各市町村でどうにかできないかなというご提案等もありまして、その体制づくりができないかなというのを今検討しております。それにつきましては、大阪府が補助する形で、公的な費用を使ってする検査であったりとか、あるいは保険適用された形での検査というところを検討しておるところでございます。

町としましては、そういう場所を確保するということは無理とは考えておりますので、各医療機関の先生方が、発熱されている方は、かかりつけ医であったりとか、あるいは一元的にその先生のところにお電話が入ってというふうな方に、唾液でのPCR検査ができるキットをお渡しすると。そのキットを忠岡町のどこかの場所で回収して検査センターに渡すなり、あるいは保健所を介して渡すなりというような形で、速やかに判定を出せるような形のシステムを構築するというところを今検討しておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

なかなか難しい。体制がまだできていないという段階であるということもありますので、まずはその体制確保のほうに取り組まれていくということで、その後にPCR検査も必要あればというふうなところで、また検討していただけたらと思います。

続けて。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

新型コロナのことはたくさんあるんですけども、もう1つだけ、簡単なことなんですけれども、感染防止ということでイベントを開催する場合ね、密を避けるために入場制限というのが必要だと思います。その中で、これから学校や幼稚園、保育所、こども園ね、運動会をされる予定で、昨日中学校で行われまして、学校のほうで本当に大変苦勞なさって、いろいろと感染予防をしながらということでご苦勞はされていると思います。それはきっちりやっけていただいているということで、今度、観覧ですね。見に来る保護者の方は、入場制限については本町の学校、幼稚園、保育所、こども園はどのようになっていますでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

運動会なんですけども、まず運動会を実施することを目標としてまして、それで各学校園の中での協議におきまして実施するということになりました。それで、報道等でされているものでして、運動会を実施しないとか、運動会をした場合であっても無観客ですとか、そういった報道もあったんですけども、本町におきましては新型コロナウイルスの感染対策ということで、密を避けるために一定の制限を設ける必要があると考えておりました。それで卒園、卒業式、入学式におきまして、各家庭2名までということで制限をつけさせてもらってしておりましたので、運動会におきまして各家庭2名というところでご理解いただきたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1世帯2名ということで、卒園式や卒業式、入学式等でそのようにして、特に問題なく、感染者もなくということでされていたということで、今回もということで。そうですね。オンラインで何か子どもたちを応援して教室でという、何か大変寂しいそういう取組をしているところもね、テレビの報道とかで見ますと、やっぱり行事の、子どもたちへの教育的な、やっぱり成長にとって本当に必要なものであるんで、できるだけ可能な限り現場でやりたいということでされていらっしゃると思います。2名というところはそういった

ところでということで、全てのところでそうしていらっしゃるのということでね。これ以上多くなりますと、3名になるとかなりの人数になるかというところですね。分かりました。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

次、西区のふれあい公園のことについてなんですけれども、その方針についてちょっとご質問いたします。9月議会の一般質問で公園の土地を買い戻す方針に忠岡町が変えられたということで、地主さんと光生会さんとの契約で、その後、光生会と忠岡町で公園の土地をどのようにして買っていく、忠岡町がどれだけ買うかということになるという説明がございました。で、土地を返却するということから、一転して土地を一定部分買い戻すという方針に変更されたということは、本当に評価したいと思います。

そこで、ちょっと担当課にお伺いいたしますが、その方針に変わりはないということでよろしいでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

はい、その方針に変わりはありません。

委員（是枝綾子議員）

買い戻すというところの方針ですね。どの程度というところは別にして、そういったということで。

あと、もう1点。どの程度買い戻すかというところが気になる場所なんですけど、やはり370坪ですか、約ね、そのうちのやはり半分以上はないとちょっと公園としてはしんどいかなと思うんですけども、現時点でのお考えというのはどのようにお持ちでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

光生会さんが福祉の事業を行うために購入した土地でございますので、せんだってご説明させていただきましたように、150坪程度の購入に向けて、今後また皆さんにご説明

させてもらいながら進めていきたいなと考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もうちょっと頑張っていたきたいなと思いますが、できるだけ多くの土地を買えるようにと、確保できるようにというふうに、ぜひ努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

ある程度先方さんも、事業もある程度固めていっている頃でございますので、お話はさせていただきますけども、議員が思っているような形の半分というところまではなかなか難しいかなというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

努力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

では。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

次は防災体制の充実についてお伺いいたします。来るべき南海トラフ地震や、全国あちこちで起こっております台風の被害ですとか、豪雨災害ということがこれまで以上に対策が求められてきている時期になっています。本町は防災の計画、さまざまところは自治政策課のほうで行われておりますが、よりその体制を強化していくというためにも防災専任というところの、防災対策課のようなものなどにされるお考えはございませんでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

職員数に限りがございますので、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

職員の数も少ないということで、今の体制でするほうが動きやすいということであろうかと思いますが、なかなか自治政策課はたくさんの方のことを担っていらっしゃるって、総合計画を担っていらっしゃるというところで、ちょっと大変だなと思っております。そういった点でより一層防災のほうに重点が置けるような体制をつくっていただけるように、また考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

続けてくださいよ。

委員（是枝綾子議員）

テンポ、早いでしょう。あと障がい者の就労についてです。昨日ちょっと質問しまして、総括のほうでやってくださいと言われましたので、就労継続支援についてということなんですが、その一番の最初の入り口の部分の、障がいをお持ちの方の就労についての相談窓口はどこになるのでしょうかということなんですが、これは福祉サービスとしての就労支援のB型ではなく、就労したいという障がいをお持ちの方が相談する際の、忠岡町役場の中のまずの窓口はどこでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

就労に関しましては産業振興課になろうかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

ですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

産業振興課のほうだということですね。例えば、就労継続支援のA型に行きたいという方は、やはり産業振興課の窓口にご相談に行かれるということなんでしょうか。取り扱われるのは。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

私もまだ経験が浅くて、ちょっと分からないところがあるんですけども、この半年間で相談においでになられた方はおられないということですね。課員に聞きますと、何らかの障がい、知的にかかわらずお持ちの方が相談に来られた際には、まずはハローワークに障がい者関連の求人検索がございますので、本課の窓口パソコンを置いてございますので、そちらで見ていただく、見るサポートを行っているというのが1点ございます。

もう1点が、重い障がいがあったりとかして、それでも働きたいということでしたら、そうした就労をサポートしている機関もございますので、ここで言いますと泉州北障害者就業・生活支援センターというらしいんですけども、こちらのほうは直接的な就職のあっせんということではなくて、障がい者雇用に積極的な企業を紹介して、例えば体験的に仕事をしてみるとか、そういったようなサポートをしている事業所らしくて、そちらのほうをご案内しているということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

産業振興課のほうに来られた方は少ないということなんですけども、なかなか相談そのものに来られる方自体がどのぐらいいらっしゃるのかは分かりませんが、まず私ですら「どこへ行ったらいいんでしょうか」ってここで聞いてるぐらいなので、なかなかね、どこに行ったらいいのかなというのが分かりづらいということですので、また、そういう障がいをお持ちの方とか、そういった方の就労の相談窓口は産業振興課で、そういう就労サポートの支援センターなんかもご紹介しますよとかいう、そういう案内等をまたPRしていただけたらなというふうに思います。

なかなかコロナの関係で、仕事というのが今現在どういう状況になって、ちょっと難しい状況かもしれないですけども、一応そういうアナウンスとか、そういうお知らせをしていただいて、1人でも仕事を頑張っていきたいと思う方のサポートに忠岡町がなっ

ていただけるようにというふうに思いますが、いかがでしょうか。PRについては。
産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

障がい者にかかわらず就労関連のアナウンスをする機会がございますので、そこに障がい者向けのコメントも入れていったりとか、そうした工夫はしてまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

周知というところのPRをしていただけるということですので、よろしくお願ひします。

また、その続きのところの、今後そういう就労継続支援のA型というのはなかなかね、最低賃金も払わなあかんということで、経営自体がなかなかやっていきにくいということで、たくさんはないんですけれども、そういった事業所を将来忠岡町にもということで、関係諸機関と連携して、将来そういったところが忠岡でもできてきていただけたらいいなというふうに思っていますので、そういう取組ですね、関係機関と連携してご努力いただけたらと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野栄二部長兼産業振興課長）

一定、法制化されていることもありますし、そうした情報収集には努めてまいりたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。ありがとうございます。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、障がい者の防災というところですが、これも福祉のほうなので、障がい者の日常生活用具の支給についてなんですけど、去年の予算、この決算に該当する予算委員会の中で

視覚聴覚障がい者の受信機が日常生活用具の支給メニューにあるということが答弁としてあったという、そういうことなんです、災害時の、やはり放送が聞こえないとか、なかなかちょっとそういうのがある中で、そういったのを補助的に障がい者の方にといいところですが、本町でも支給できますでしょうか。それは忠岡町、やっていますでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

身体障がい者の日常生活用具の給付の事業の中に、情報意思疎通で支援用具という中に聴覚障がい者用の情報受信装置そのものがありますので、申請していただければ給付というふうな形でお応えすることができます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これ、あること自体があまり知られて、そういう該当する障がいの方はご存じなんではないでしょうか。周知されていますでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

この福祉の手引きというのに載せさせていただいてるんですけども、一応ホームページにも公開させていただいてるのと、あと身体障害者手帳を取得された方については、一定、町の手引きによりご説明もさせていただいてるところではあります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

福祉の手引きで、かなり分厚い、詳しいものなので、活用すれば本当に役に立つものだと思いますが、なかなかそれね、もらってそのとき読んでもなかなかというところもあるかと思うので、こういう防災のシーズンになってきますし、そういった該当する方に

はこういった受信装置ですかの日常生活用具がありますよということは、何かちょっとお知らせいただけたらなど。で、そういう必要のある方には申請ね、本人が気づいて申請できるようにしていただけたら、命をやっぱり守るというところでは情報が大事ですので、周知徹底というんですか周知していただくということはできますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

広報等には個別には載せた経緯がございませんので、一度広報で周知するなど、あととにかく何かご不安なことがあったら窓口にご相談してしていただければご案内はできるのかと思いますので、もし議員さん方も、何かこういうというのがございましたら、こちらのほうにご確認いただければ、ご案内はさせていただくことができるのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

せっかく制度としてありますし、本人負担も少なくてできたらいいと思いますので、広報にこういう防災とか、そういう特集のときとかにまたぜひ載せていただけたらと。ホームページでちょっと個別に1個1個のことというのは難しいかもしれないですけども、何かの折にそういった方々に情報が、そういった情報が届くようにということでご努力いただきたいと思います。よろしく願いします。

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、続けてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、すみません、これはちょっと最後の質問になるかと思いますが、テンポよく。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、9月議会で勝元議員の議員辞職勧告決議が可決されまして、その直後の委員会ということですので、私もこの中身についてちょっと確認しておきたいことがあるというこ

とであります。

決議の中でフェイクニュースとして出ております町職員の無試験採用問題というところが、決議以降もやはりブログのほうにまたそういうのがちょっと述べられていらっしゃるようなので、私もちょっと確認しまして、それでこういったブログ、ツイッターですね。SNSに投稿されている、「平成13年、14年よりも前に採用された本町の職員は、試験を受けてない縁故採用である」というふうに書いてあるんですけども、それは本当なのかというところで、決議で載ってあるのはフェイクニュースだとしてる、全体をしてるんですけども、やはりこれについては本当かどうかという確認はしておきたいと思えます。

まず、私も確認した中で、具体的には「町役場の40代以上の管理職は全員無試験、縁故採用時代に採用された」というふうに述べられているんですけども、これは事実でしょうか。これはちょっと確認しておかなければいけない問題だと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご質問いただいた件なんですけども、私自身、平成元年に採用されております。当時も思い出してみますと、広報に採用、「役場の職員採用が載ってたよ」という母親からの話があり、急いで応募したのを覚えております。

また、その際に教養試験と面接試験というのが明記されていますので、参考書を買って行って勉強したのを覚えております。平成元年以降についてもみんな採用試験、確実に実施してるんですけども、私が受けてるわけではないので、後年度のここにおる課長、部長課長になってくるんですけども、後年度の方々にも何人か各年度、「採用試験、あったよな」というのを一応確認をしました。当然の答えで、「当たり前や。やったよ」という答えが返ってきております。

それから、その試験の内容なんですけどね、内容もちょっと、私もちょっと聞いてるんですけど、何らかの試験をという表現があったようです。何らかの試験という表現があると、形だけ、名前を書いたのかとかいうイメージ、印象を受けるかなと思って、それも私、当時調べました。

当時の採用試験に関わっていた職員に確認したんですけども、その教養試験については近隣市と何ら遜色のない、一般的な公務員の教養試験を実施したというところを確認できているところがございます。

そういったふうに地方公務員法で求められている能力の実証に基づいてというところなんですけども、についても何ら問題ない形で採用試験を受けて、それで私たちはこの仕事

をしているというふうに認識といたしますか、確認が改めてできたというところでございます。

ちょっとこれは、私の気持ちみたいなことを述べるのは、この場では適さないとは思いますが、ちょっとやはりここにおける部課長は皆、その対象です。言われた対象になってきます。に対するマイナス感情がすごく芽生える投稿といたしますか、事実ではないことをああやって載せられたというのは、皆、声には出してませんが、こういった場で声には出してませんが、皆、憤っているところではあります。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ブログ等書かれている無試験、縁故採用というふうな、全員というところはブログによりますと全員ではないというふうに後日の部分では書いていらっしゃるのと、無試験というのは、公務員試験、地方公務員試験と同レベルという意味で、そのレベルに達していらっしゃるという意味での、だからそのように無試験、縁故と、全員というふうに書いたというふうに書かれて、ブログを読みますと書かれてあるんですけども、今のちょっと説明というかご答弁によりますと、広報にも採用試験があるということは載せておられて、通常の公務員試験と同等の試験を受けていらっしゃるということが確認されているということでありますので、これはブログに書かれているこの件に関しては、事実ではないというふうに今の答弁で思われますので、やはりこういうことだというふうにちょっと今確認をね、私はちょっとしましたということで。そうですね。

こういったブログにこういう内容を投稿され続けているということで、かなり前からずっとされていらっしゃるんやったら、全部私、全部遡っては見れないですけども、これが忠岡町にとってどういった弊害が起きているのかということをお聞きしたいんですけども。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

忠岡町全般でというのはちょっと分からない部分もあるのですが、人事に関して申し上げますと、今回ちょっと分かったことなんですけども、今年入った職員が自分の所属長に伝えた内容を私が聞きました。その後、その職員からも直接聞き取ったんですけども、今

現在、採用試験、教養試験を1次やりまして、2次、3次と集団討論、面接等、そのときによって違うんですけども、を実施しております。で、その2次試験の際に、控室で受験者が順番待ちといいますか、早めに来ますので、待機している状態のときにあった話だそうです。

他の受験者、その今おる職員以外に3人おったそうなんですけど、4人で話にちょっとなったそうです。その中では、「インターネットでたたくと」ということで、「忠岡はひどいところや。ブラックな企業でもある。中身を見ると分かる。で、私は忠岡を受けたけども、ほかのところも受けてる。ほかのところを受ければ間違いなくそちらほうに行きます」と。また、別の方は「ああ、知ってる、知ってる。今年は受けたけども、来年度以降、忠岡町で採用試験があっても受験しません」ということを言っていたそうです。

これは、その採用された職員も、もしかしたらブラフなのかなと。要は採用、ライバルですから、そういったものをそぐために言うてるのかなと思ったんですけど、実際インターネットで「忠岡町」とたたくと、普通にすぐヒットしますので、「ああ、そういうことか」というのが、そのときに分かったと。ただその職員は、「私はそのインターネットに載ってることが全てかどうかは入って確認したいという思いで入ってきた」ということです。

これはすごくショックだったのは、とは言うものの、忠岡町を受けてくれてる職員なんですね。ということは、忠岡を受ける前にいろんな人が見てて、その中でもう、特に忠岡に愛着がない方であれば、忠岡と岸和田、どちらを受けようってなったときに、こういったことがあると必ず排除すると思います。これは想像ですけども、という点がすごく大きな問題であるなというのを認識しております。

その職員、今職員が言うてたことと関連するのかどうか分かりませんが、実際、今年はその職員が受けた枠で、同時にその面接等で来てた職員、受験者なんかの中で上位に位置していた、履歴書等でも期待の持てる職員が3名ほど、3次を辞退しました。合格しているものにもかかわらず3次を辞退していました。これはあまりあるケースではないです。

こっちは、運、悪いんやな、運、悪かったんやな、巡り合わせが悪かったんやな、ほんま来てほしかったのになという思いはあったんですけど、これはそこと関連しているかどうかは分かりませんが、そういったところで、これは推し量ることできない、調べることできないんですけども、そういったことももしかしたら関連してるのかなと。今後どうすればそういう真実と違うのを、皆さん聞いてきてくれたら話はできるんですけど、どうするべきなのかなと頭を悩ませているのと、昨年ちょっと大量という表現で若手の職員が辞めましたけども、こういった職員に対しても引き止める作業は一生懸命、風通しのいい職場というので、いろんな施策を考えております。また、実行していったるものもあります。ただ、入り口がこういうふうな形で閉められてしまうと、優秀な人材というのはな

かなか集まりにくくなるのかなというのをすごく危惧しております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今年の採用試験のときの状況ということ、新しく入られた方から聞き取ったというところの報告がありまして、このままずっとそういう、事実に基づかないというところの投稿が続いていくということが、いい方向にはならないと思って、いい影響にはならないというところがあるのではないかと思います。

ということで、私はこの事実に基づいていない内容のブログの表現については、投稿はすべきではないと思っておりますし、それは削除されるべきではないかなというふうに思っております。

ご本人が気がついた部分があって、今、問題となるところのブログの公開というのを非公開にされていらっしゃるようなところがございます。確認できたらまたアップ、それが自分で正しいと思ったらまたアップされるのかなというところではありますが、やはり今聞いたところで、私は本会議でね、9月の本会議でこの議員辞職の件については、確認ができていないというところもありましたし、本人にも当然そういったことは求めていくという作業は必要だろうと思っておりまして、それで一つ一つ、時間をちょっと、あまりないですけども、一つ一つね、たくさんあるんですけども、1つをちょっとこうやって今日は聞かせていただいたということでもありますので、事実に基づいていない内容についてはやっぱり削除されるべきでないかというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

いや、そういうことは事前に言っていたかんと、決算でしょう、で、そういうことをここで議論するんだったら私も弁明の機会が欲しいし。

委員（北村 孝議員）

向こうに求めているんで。

委員長（三宅良矢議員）

向こうに求めているんで。要は、あくまで是枝さんは理事側に求めているわけですね。意見を。

委員（是枝綾子議員）

私はこういうふうに思っているけれど。もし委員長が許可されるのであれば。

委員長（三宅良矢議員）

今、もう、ただ。

委員（是枝綾子議員）

私に対してというところでのいうことは、お受けします。言いつ放しで、反論の場がないということは公平ではないということでもありますので。私自身は削除されるべきであると、事実に基づかない部分についてはと思いますということで、何かございましたら私に対してですね、こちらじゃなくて、私に対しておっしゃっていただけたらというふうに思いますが、委員長にそこは。

委員長（三宅良矢議員）

じゃあ、勝元委員、もし何らかの弁明等がありましたら。

委員（勝元由佳子議員）

事前に言っていたら用意してくるけど、そんなんいきなり言われても。

町長（和田吉衛町長）

議員間協議せえよ。

委員（勝元由佳子議員）

ここです話ですか。

委員（北村 孝議員）

終わってからしてもろたらええ。職員さんを巻き込むことはない。

委員長（三宅良矢議員）

分かりました。では、今のことに對して何か理事側に投げかけることは。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

今後こういった、ブログも私、毎日チェックはいたしませんけれども、ブログだけでなくいろいろな様々なことがあるらしたら、情報として教えていただきたいなということではございます。

あと議会の、ここ、議長がいてないので、今いてませんけれども、議会としてやはりこの内容をね、決議は上げましたけれども、その後の取組ということはやっぱり引き続きやっていくべきであるかというふうにも思っておりますということです。情報があれば教えてくださいということで、聞く機会があればまた聞かせていただきますということで、よろしくをお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

この今の話だけじゃなくて職員の皆様も、中にはフェイスブックとかSNSで投稿もされている方もいますし、我々議員も投稿されてる方は、僕を含めて、おります、正直。そこで、やはりそれぞれ僕たちは肩書を背負ってそれを投稿しているんだという自覚というも

のを持って臨んでいただかないと、それは個人が、一個人、ただ個人がしたわけではないと。やはり肩書、僕らとしたら議員という肩書、皆さんでしたら町職員という肩書を背負ってそういったものを発信しているんだという、ちょっとSNSの危険性だけのご認識いただきますようよろしくお願いいたします。

じゃ、是枝さん。

委員（是枝綾子議員）

以上です。

町長（和田吉衛町長）

負けないように職場の雰囲気になります。こんなんでも負けてたらつぶれてしまう。130年続いてない。

委員長（三宅良矢議員）

町長、勝ち負けの問題では。

委員（勝元由佳子議員）

勝ち負けと違います。勝ち負けじゃない。質の問題です。

町長（和田吉衛町長）

次、行こう。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、結構ですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

1つだけ、すみません。和田町長は身を切る改革を4期16年実行されてきました。町長が今まで行われた給料と退職金のカットされた総額、これ一遍教えていただきたいと思います。お分かりの方、いらっしゃいましたら。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、町長ですね、今30%の、今といいますか4期ずっと30%の給料カット、それから退職金ゼロというのをされてきました。給与に関しましては年額で433万5,000円、それから退職金は1,944万円ということで、16年と4期を掛けますと、これはちょっと約という言葉をつけさせていただくんですが、1億4,712万円という数字になってございます。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。すごい金額やと思います。自ら本当に身を切る改革を、それも16年前からされていた。すみません、もう1つ、教育長も同じようにされてきたと思うんですが、教育長、お聞きしてもよろしいでしょうか、金額。

委員長（三宅良矢議員）

4期ということで。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

教育長も就任当初から10%の減額、それから退職金のゼロということで、給与で減額が100万4,400円、それから退職金が558万円ということで、教育長が、この3月になるんですが、3月に削減していただいた金額が1,742万4,000円となっております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井議員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。物すごい金額で驚きました。自ら2人そろって身を切る改革、16年も前から実行されてきたということ、改めてこちらは知りました。ありがとうございました。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

先ほどの是枝議員のご指摘のところで、私もちょっと理事者側に逆に聞きたいんですけど

ど、基本的に公務員の採用って、先ほどもおっしゃってたけど、地公法の中に質の担保、能力の担保を図ってくださいと、図らないと駄目ですよというのがうたわれてるわけです。選考の方法は、競争型の試験であろうと、選考ですね、いわゆる筆記型の試験でなかろうと、そこは変な話、問わないというか、正職以外であれば問われないこともあります。住民からすると、やっぱり質の担保というところを一番望んでるわけです。で、私個人も、もう皆さんご存じのとおり、ここまで今まで何年もずっと関わらせていただいていますよね、町政の中で。で、全く公務員の普通の会話が通じへんわけですよ。皆さん方ね、法令順守義務って、法令順守という4文字は聞いて知ってはるんですけどね、全く実践というか、できていない。先日もそうですよね。

町長（和田吉衛町長）

決めつけたらいかん。

委員長（三宅良矢議員）

和田町長、ちょっとお待ちください。

委員（勝元由佳子議員）

黙っといてください。

先日も実際、不服申し立てというね、普通に行政であり得る手続させていただきました。で、審理員の先生から役場側に「どうやってこの許認可業務、本来忠岡町はどういう法的根拠に基づいてこの許認可業務やってるんですか」という当たり前の質問ですよ。それ、担当部局で出はったのは法規担当でね、担当部局でもある総務課長さん、出られてましたけど、その質問が何回言っても通じへんかったんです。私も、変な話、審理員の弁護士の先生もちょっと「うん？」って正直なりましたよ。そこなんです。何で普通の公務員に当たり前のところの話が通じないのか。

今までもそうです。この資質のところでもそうです。当たり前の、地方自治法にこういう定め、ありますよね。重箱の隅をつつくような、そんな細かい規定じゃない。根本的な部分のところの話ですよ。

発注であれば一般競争入札、原則ですよ。それすらもこの間の全協でしたか、9月議会で総務課長さん、「知らない」っておっしゃってたしね。そんなんも含めてですけど、一事が万事、本当に当たり前の公務員の基本のキのところに通じないというのがあるんです。それで忠岡町政はね、行政なんですかということ、私は議員になる前からずっとお話しさせてもらってましたし、職員さんと窓口で話が通じへんから、もめることもしょっちゅうありましたよ。今もありますよ。

結局そういう当たり前のところ、こちらは規定に基づいて当たり前のことを言っている。だけど、規定も何も読んでいない町側の職員さんが一方的に違うことを押しつけてくる。それでもめることばかりですよ。そこの公務員の当たり前のところを分かってはらないというところは、どうやって質を担保してるんですかというのは、私は日常業務のと

ころで聞きたい。

特に人事課長さん、今お答えされてましたけどね、先日私、人事課長さんと根本的な話させていただきましたね。公務員の宣誓書、取ってますよねと。人事部局で取ってますね。あなた自身も提出されましたよねって。あそこに当たり前のこと書いてるでしょうって。

住民には憲法遵守義務なんてないんです、はっきり言って。でも、公務員には課されている。誓約書、宣誓書の中に、私たちは憲法にのっとなって、ちゃんと法令遵守をして、地方自治の本旨を体得して、要は骨身にしみて血となり肉となるぐらい地方自治の本旨を頭にたたき込んで、誠実に全体の奉仕者として公務員の職務を全うしますという趣旨の誓いを立ててますでしょうって、サービスの宣誓ね。お分かりですよ。皆さん方、ここにいてる方ね。

それを私、分かっているんかって、「地方自治の本旨、知ってる」って聞いたら、人事課長さん、「知らん」、どこに書いてるかすら知りませんでしたよ。サービスの宣誓、あれ、基本でしょう、公務員の。それ、その質のところの担保をどう思っているんですかね。私、別に試験方法なんて問わないです。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと今の、事実と違う話がまたありましたので、住民自治の本旨の質問、確かにありました。私があるとき答えたのは、分かっているつもりやけども、ちょっとずれていたりしたら、また分かってへんという書き方をされるので、「議員の前ではお答えしません」という答えをしたはずですよ。「知りません」と言ってます。そういう話がありました。今、首をかしげておられますけど、こんなん、私、うそをつくわけがありません。真実、そういうことがあったというのをまず言わせてもらいます。

委員長（三宅良矢議員）

取りあえず中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと。今のお話は、採用試験で能力の実証がされないといけないというところの話で、なぜそうやって我々職員が仕事をしてないという話に持っていかれるのか。話としては、能力の実証はできてますと。採用試験を、一般的な採用試験をやってますという話やったはずなんですけども、何か話の流れが、ふだんからおっしゃられていることなんですけども、そういったほうに話が流れていったので、ちょっと話が変わってきてるなというのを先ほど感じたところなんですけども。という意味で、能力の実証という地方公務員法で求

められているものは、一般的なハードルを設けてやっておりますというのが答えです。

委員（勝元由佳子議員）

最後、一言。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうね、職員さん方と幹部の職員さん方、そうおっしゃるのであれば、それはそれで思っておいていただいたら結構ですけどね、この忠岡町の状況を見てくださいです。そうやって来て、この住民サービスも行政サービスも町並みも町の中のことも全部ひっくるめて、であれば住民はみんな満足して、「ようやくはるな」ってなるところが、やっぱり不満が多いというところは、その現れやと私は思ってますし、それで私は当選させていただいて、ここの場に座ってるわけでね。やっぱり質の担保のところは、自分たちが言うんじゃないくて、住民がやっぱり判断するべきところなんです。幾ら「俺ら、こうや」って言われても、住民が納得するものをちゃんと提供、日々できてるのかというところがね、そんなん文句だけ言われても、やっぱり住民が納得するものを提供できてない以上、そこは反省していただきたいところなんです。

町長（和田吉衛町長）

そんな一般論言うたらあかん。

委員（勝元由佳子議員）

もういいです。

委員長（三宅良矢議員）

町長、回答、何かございますか。

町長（和田吉衛町長）

意識改革やってるんやもの、そんなん。それでまた「おまえ、やめえ」というときもあるんや。そんな、今言うてる発言が正しかったら。

委員（勝元由佳子議員）

でもね、この会議のこの発言も町長の今の発言もひっくるめて、全部議事録に出るわけです。表に出るわけです。それを、町民の方もそうですし、はっきり言ってマスコミの人もこれ見てますよ。忠岡町のことを。私のブログも含めてみんな結構見てます。報道はされてませんが。それで、どう判断されるかだと思いますけど。外部からどう判断されるかと私は思いますけどね。

委員長（三宅良矢議員）

何かありますか。

委員（是枝綾子議員）

最後、あります。

委員長（三宅良矢議員）

ちょっと待ってください。何か理事者側で。南課長。

総務課（南 智樹課長）

さっき勝元委員のほうから、これはあくまでもその本人の個人の情報というふうなところの観点から、あえてこちらのほうから話しするということは当然必要でないところであつたんですけども、自らが先般の自分の、行政不服法の制度にのっとった形の審査請求された場においては、外部の弁護士たる審理員と、私ですね、出席させてもらった私に対しての質問に対して、私は何も答えられへんかったと、何度もというふうなところの意見がありました。

そこは、公務員やからその内容を知らないという形で答えられなかったというふうなところではないんですよ。今、それ、勝元さんがこの場で言えば、みんなそのような形で信じますやん。公務員やから答えられへんかった、私の言うとおりですやんという話ですよ。ではないですよ。

あれは、人として会話の中で捉え方が違うかったというふうなところの点が正直なところなんです。そこはうちの総務課、事務局も入ったところで、そこは共通の認識で持っています。それだけ捉えて、先ほどの関連の話で、公務員やから何も知らないとか、公務員として当たり前なことの質問に対して答えられへんとか、そういうことだけ捉えて、それは自分の思いですよ。それをこの場において断定するような言い方をするというところはどうか。実際僕、侮辱されてると思いますよ、この場で言われて。実際どうやったんやというところは誰も知らん状況下の話です。

委員（勝元由佳子議員）

よろしいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

1点ちょっと言わしてもらいますけど、私、追り返された側の住民なんです、総務課から。

委員長（三宅良矢議員）

いいです。言ってください。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか。

委員長（三宅良矢議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のお言葉にちょっと1点言わしていただきますとね、総務課長さん、結構それで怒っ

てはります。で、忠岡町の職員さん、侮辱や何やと言わはるけどね、私、たった何年か前です。忠岡町で初めて不服申立てしたときに総務課で追い返されたでしょう。知らなかったでしょう。そのときから総務課長さん、課長でいてはったでしょう、法規担当で。そういう状況を私は一事が万事ということで言わしていただいているんです。先日のこと1件だけではないです。常にそうなんです。だから言っているだけで、そんなん住民が当たり前の手続きに来て追い返されるとか、あり得へんでしょう。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員（勝元由佳子議員）

もういいですよ。そんなん。

総務課（南 智樹課長）

関連やから、ちょっと言わしていただきたいです。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

総務課（南 智樹課長）

日々、委員は我々職員に対して、電話なり窓口なり問合せいただいて、我々も含めて各担当が即お答えすることができない、慎重になって改めて確認の上お答えさせていただきますというふうなケースにおきましても、「あなたたちは公務員やろ。法律も何も知らんのか」というふうなところのきつい追及で、日々今までやってこられたんですよ。

公務員やから地方公務員法、また地方自治法等々の関連業務に関する法律の根拠を全て我々職員が頭に入れて把握した上で事務をしているかといったら、そこはそうではないと思います。全国の自治体の職員、大阪府の職員はよくできていて、「私が問い合わせしたら即回答をくれます」って言うけども、我々は日々、行政問題に関していろいろ相談させていただきたいこと、助言を頂きたいこと、大阪府に投げかけても即、返事は頂けません。やっぱり「確認してから連絡します」という答えのほうが多いです。

なので、日々言われてる、我々公務員やから地方公務員法、法律全てにおいて把握してるんか、理解してるんかというところで仕事をしているというふうなところは、これはあまり大きい口では自慢するような形では当然ないんですけども、全て把握していないというのが現実ではないのかなって。

日々仕事、住民福祉、住民サービスの向上に向けて我々は仕事をさせていただいています。その中で全て100%法に照らした形の事務をしているかというところは、正直100%ですというところは自信はないです。

だから日々、こういう問題が生じたらどうなのかなというようなところで、法令に照らし合わせて、日々勉強して、それを理解した上で日々、住民サービスの向上に向けて仕事をさせていただいているというのが本心です。全てにおいて、だから日頃から問い合わせ

をやったから、即答えが出えへんから、法律、何も知らんのかというような言い方は、ちょっといかがかなというところは、今まででも感じておったところでございます。

あえて言うのは、この場においてそのような話になったんで、一応関連ということで、委員長の許可を頂いた中でお話をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いたします。

委員長（三宅良矢議員）

一旦、この話はここで終了させてもらいます。今、総括質疑の時間ですので、この話、この流れの議題以外で質疑がありましたら挙手をお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと私が質疑をした趣旨と違う方向にいつてますので、ちょっと私が問題にしたところというところでないので、少し私はそういうつもりではないというところは申し上げておきたいので、確認をしたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

分かりました。どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

関係ないと思います。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員、ちょっとこの部分だけは。はい。

委員（是枝綾子議員）

パワハラ防止法に基づいて、9月議会でパワハラ防止の委員会を作って防止していきましよう、職員さんを守っていきましようということが決まったわけですがけれども、そのパワハラ防止法に照らしても、今のようやりとりというんでしょうかね、というところが、公のところで適切なやりとりなんだろうかというところはちょっと思っておりまして、皆さんも聞くに堪えないというところがちょっとあるというところで、やはりそのパワハラ防止法が適用されるかどうかというのは別にして、やはりミスは指摘しても人格は否定をしてはいけないというのが、人格というのは能力ですね。能力も含めて人格ですわね。それは否定はしてはいけないということなんで。

厚労大臣の指針、いろいろあるんですけど、その1つに精神的な攻撃ということで、やはり何々だから何々出身者は駄目だとか、そういう、何々だから駄目だとか公務員のくせに何とかというふうな、そういったことは適切でない。パワハラ防止法からすればやはりそれに当たるのではないかとということで、そこはちょっとね。だからミスは否定され

て、知らなかったというところは指摘して、ちゃんと分かっておいてくださいねということまでは普通なんですけど、私らもあります。あ、ご存じなかったですかということですね。

ということなので、やはりそこはこういったパワハラ防止法、パワハラ防止法じゃなくて労働基準法、労働法のいろいろな改正ということなので、パワハラ防止法があるわけではないんですけど、そういうところに照らせばこういった人格の否定に当たるというのはパワハラになるのではないかというふうに、職場でもこちらの役所の中でもそうではないかと思います。管轄しているところ、そういう能力についてというところについてはどう当たりますでしょうか、これは。

委員（松井匡仁議員）

関係あるのかな、決算に。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

当然その能力の否定というのは人格否定に当たりますので、それは当然うちの職場のほうでパワハラの周知はしております。うちの職員につきましては一人一人、怠慢な仕事はしておりません。日々一生懸命仕事をしております。住民の100%、期待に応えているかという部分については、その住民さん一人一人の思いがありますので言い切ることはできませんけども、我々は住民さんのために日々精進して、勉強しながら今後も期待に応えられるよう頑張っていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

職場のほうではそのように徹底してされていくということでもありますので、私たち政治家には高い倫理性というのが求められるものだと思いますので、法に触れていないから、該当しないからということで、思うのは自由なんです。

で、勝元議員は、すごく様々な法律に精通していて、能力の高い方だというふうに思います。だから原理というところは、相手を尊重するというね、相手に敬意を払うというところの部分ということが大きいので、そういった敬意を表しながら問題は指摘していくということで、そういった立場に立てば、法には反していないけれども、やはり相手を尊重するというふうな立場での、そういうSNSでの投稿ということで、別に投稿してはいけ

ないということじゃないです。投稿はそのように高い倫理性を持ってされたらすごくいいものになるかと思しますので。私たちね、私たちも知らない間にやはりいろんな発言をしてるところもありますので、そこのところは議会議員の私たちも気をつけていきたいというふうに思っております。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますでしょうか。

（なし）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

それでは、各委員の意見集約を行います。理事者の方は、後ほど連絡しますので、それまで自席で待機願います。

（理事者：退席）

委員長（三宅良矢議員）

では、各委員の意見集約に要する時間について、どれくらいお取りしましょうか。今、14時40分。1時間以内に。じゃあ1時間で15時40分でいいですね。

（「はい」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

では、15時40分まで暫時休憩いたします。

（「午後2時40分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後4時28分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

少々早いですけど、皆さんがそろいましたので、意見集約をさせていただきたいと思えます。

それでは、各委員の意見集約を行います。

これより各委員の意見を聴取いたします。ご意見をお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

では、松井委員。

委員（松井匡仁議員）

無所属なだ会、松井です。

令和元年度忠岡町一般会計、特別会計につきまして意見を申し上げます。

本年度は、基金を取り崩して収支調整を行う決算となりましたが、歳入においては住民税や固定資産税など自主財源が増えたことについては大変喜ばしいことと考えます。

しかし、普通交付税の大幅な減額による経常収支比率の悪化など、懸念材料も残る決算となりました。

今後は、経常一般財源等収入を増やす努力を行っていただくことを期待し、令和元年度決算を認定いたします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

次に、時計回りでいいですか。勝元委員、お願いします。

委員（勝元由佳子議員）

では、改革忠岡の勝元より、令和元年度歳入歳出決算について、意見を申し上げます。

本町の令和元年度の財政状況及び今後の見通し等については、決算資料のとおりですので省略することとしまして、令和元年度は、町制施行80周年に当たる年でもあり、記念事業等も実施されました。その記念事業の支出内容も含め、個々の歳入・歳出に係る問題点、疑問点などについては、審議の中で指摘させていただいたとおりですが、令和元年度の決算内容全般について、削減できる税金の無駄遣い、特に発注・契約や、その活動効果や存在意義の不明な町内外郭団体への無駄については、特に指摘させていただいたとおりです。

また、財産管理、特に郵券類の管理については、過去の議会においても指摘させていただいたところであり、指摘後、改善が図られているのかと思いきや、また再びずさんな管理状態にいつ戻ってもおかしくない状況のままであることも、今回の質疑の中で明らかとなりました。

加えて、徴収すべき行政財産の使用料についても、これも従前から問題点については指摘してきているにもかかわらず、全く法的根拠もないまま、あえて徴収しない姿勢を貫くなど、公務員、地方自治体に課せられた「最小の経費で最大の効果を上げる」という使命を全く無視したものであるというふうに、住民として憤りを覚えました。1円単位のシビアな公金管理のできない職員が、どうして税金の無駄遣いを削れることができるのでしょうか。できません。

忠岡町は、常に「財政難」を理由に、必要な住民サービスも切り詰めており、忠岡町に住んでいる住民が「忠岡町に住んで、忠岡町に税金を納めて良かった」と、その恩恵を実感できない状況にあります。

令和元年度決算においては、寂れた忠岡町の活性化のための産業振興予算が実質、1、

000万円レベルであるのに対して、KIX泉州ツーリズムビューローへの負担金に約500万円も支出するなど、今後はインバウンド減の中、削減対象とすべき予算も見えてきたように思います。

また、教育予算を見てみると、そのほとんどが、人件費や施設管理、また関係団体等々への負担金など、教育行政の維持管理の部分に8割ほどが割かれ、実質的な子どもたちへの教育事業に係る経費はせいぜい2割から3割程度でした。

一方、ごみ行政においては、従前から指摘しているとおおり、町内ごみ収集業者への委託料に巨額の公費が投じられ、またごみ行政以外の面でも投じられている面もあり、削減できるのにいつまでもドンブリ勘定的な税金の無駄遣いを継続しており、住民の不満も募る一方です。

このように、挙げれば切りがありませんが、忠岡町の令和元年度決算については、住民目線に立った、住民のための行財政運営がなされているとは到底言い難い内容であると感じました、再度、本町職員は、地方自治の本旨及び公務員が何たるかをいま一度、認識し直すとともに、再度、「最小の経費で最大の効果を上げる」という、最低限かつ根本的な大原則、公務員の使命を頭にたたき込んでいただきたいと思います。

よって、令和元年度決算については、反対いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に是枝委員、お願いします。

委員（是枝綾子議員）

令和元年度決算委員会の日本共産党議員団の意見を申し上げます。

昨年10月からの消費税8%から10%への増税があり、消費の落ち込み、消費不況の中、今年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の休業による収入減、労働者の休業などに続き、3月の学校一斉休業と、大きな混乱があった元年度の決算であります。

新型コロナウイルス感染症の影響、行政に求められる対策という点からも、見る必要があります。戦後、経験したことのないパンデミックとなり、経済ではリーマンショックを超える大きな打撃とされています。

本町の決算を見ますと、普通交付税や交付税の代替である臨時財政対策債の減などにより歳入不足となり、9,000万円の財政調整基金を取り崩し、1,998万7,000円の黒字となりました。

新しい施策として、まず、幼稚園・保育所・こども園の3歳児以上の給食の無償化がされ、保護者の負担の軽減が図られました。

子どもの読書推進として、ブックスタート事業をセカンド、サードと拡充されました。

スポーツセンターについて、指定管理ではありますが、温水プールも再開され、開館時間も延長され、休館日も週1日に減らし、町民のニーズに応えられました。

上下水道料金の基本料金について、ひとり暮らし高齢者などへの福祉減免制度を継続されました。

就学援助制度については、生活保護基準が引き下げられても影響が出ないように対応され、入学準備金も増額されました。予算の執行はされませんでした。学校の少人数学級の取組となる当初予算が組まれておりました。

大阪北部地震を受けての、民間ブロック塀の撤去費用の補助金も出されています。

継続事業としては、あすなろ未来塾、こども食堂、中小企業の融資の利子補給制度、子ども安全パトロールなどが取り組まれております。

財政が厳しい中、住民の暮らし、子育て支援、防災など取り組まれております。

しかし、問題点もあります。

まず、クリーンセンターの整備・運転管理については、包括ではなく、広域化をしていくため修繕・工事費と運転管理は、別々に入札・発注されること。

2点目、衛生費のごみ収集・運搬などの委託料については、財政面を考え、見直しをされること。

3点目、入札制度の改善、特に最低制限価格の事前公表については、早急にされること。

4点目、耐え難い負担となっている国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は引き下げられること。

5点目、個人情報情報の漏えいやプライバシーの侵害拡大となる個人番号マイナンバーは広げないことであります。

特に子ども医療費助成は高校卒業まで拡充されること。

国保料は黒字決算であり、基金で約2,000万円積み立てられてきています。引下げをされること。

クリーンセンターの広域化を促進されること。

不要不急な工事をやめ、新たな起債は発行されないこと。

防災の避難所の確保をされること。

コロナ対策として、町独自に医療・福祉職員のPCR検査を実施されること。

文化会館や福祉センターなど、休館日を週1日に戻されること。

子どもの貧困対策に取り組まれること。

学校教育へのパソコン導入と維持管理費は、国の政策であり、慎重に対応されること。

福祉バスは、土曜日の運行と反対回りという増便もされること。

西区ふれあい公園の土地を買い戻す方針であることも、再度、確認されました。

また、総括質疑でも申し上げましたが、SNSなどで流されている「40代以上の本町職員は全員無試験で縁故採用だ」ということについて、本当なのか、町に事実確認をいたしましたところ、公務員試験と同等水準の採用試験を行っているとのことでありました。

和田町長の任期最後の議会であり、和田町長、大変お疲れさまでした。

4期16年間、岸和田市との合併をしないという住民投票の結果を受け、誕生した和田町政であります。住民本位の町政を行ってこられました。自らの町長報酬カット、退職手当を受け取らないなど、職員も住民も協力し、行財政改革に取り組んでこられました。

私たちは、住民本位の町政が今後行われるよう引き続き努力してまいりたいと思いません。

以上、申し上げて、本決算について認定いたします。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

続きまして北村委員、お願いいたします。

委員（北村 孝委員）

令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計について公明党の意見を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入で66億8,194万円、歳出で66億5,737万8,000円で、形式収支は2,456万2,000円、実質収支は1,998万7,000円の黒字となっているとの説明があったが、普通交付税等の減により歳入不足となり、財政調整基金を取り崩し収支調整を行っていることから、非常に厳しい決算となりましたとの説明がありました。

新型コロナウイルスが拡大し、経済的に戦後最大の落ち込みと言われる、まさに国難のときである。本町も7人の感染者を出し、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早い回復を願います。また、行政におかれましては、感染予防を様々な角度から施策を講じられ取り組んできたところであり、引き続きお願いいたします。

決算の中身については厳しい財政状況ではあるものの、提案、推進してきた施策が実行されていて、質疑で明らかになった新型コロナ感染症のPCR検査を町内でできるよう体制づくりを保健所と医師会とで協議中であるとのことで、住民の健康を守る立場からよろしくお願いいたします。

また、近年、電子マネーが多くの国民、住民に利用されるようになり、本町においても来年度から国民健康保険を手始めにスマホ決済されるとのことであり、引き続き拡大していただけるよう要望するとともに、住民の福祉向上に鋭意努力されることを願い、本決算を認定いたします。

最後に、今期で勇退される和田町長、4期16年、大変ご苦労さまでした。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

次に、前川副委員長、お願いいたします。

委員（前川和也議員）

申し上げます。

去年は平成から令和へと時代が変わりました。

その元年度となる決算でございますが、新しい時代への希望も込めての、意見表明をさせていただきます。

令和元年度一般会計決算におきましては、歳入66億8,194万462円、歳出66億5,737万8,221円で、差引額は2,456万2,241円でありました。

実質単年度収支は約2,467万円と30年度に比べ、大きく減少してしまい、9,000万円を財政調整基金から取り崩しての収支調整も行っていることから、厳しい決算となりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は108.4%であり、30年度と比較し4.5ポイントの悪化、昨年から引き続き18年連続で100%を超えた結果となり、この先の見通しでも100%越えが続くことは憂慮すべき事態であります。

令和元年度は地方交付税の大幅減による影響を受けたものですが、今後もこのような交付額が予想される中、時代の変化に合わせた住民サービスを的確に行っていくためにも、引き続きの行財政改革、広域連携の推進を断行し、持続可能なまちづくりを行っていかねばなりません。

個別の政策について触れますと、歳入関係では、徴収体制の強化による徴収率の向上や、ポータルサイトの活用によるふるさと応援寄付金の着実な伸びが今年も見られ、引き続きの取組を進めていただきたいと思います。

歳出関係については、忠岡地区での公私連携によるこども園の開園、スポーツセンターの指定管理者制度による運営など、民間の活力導入において評価のできるどころがあり、消防の指令システムの広域化に向けて動き出したことも、財政とサービス向上の両面において、同じく評価をしたいと思います。

教育、子育て支援の充実に向けては、あすなろ未来塾、英語教育関連、読書活動推進事業など多くが継続され、効果の見られるものも多々ございました。引き続き、忠岡の未来を担う子供達へ向けた教育施策について、計画的な取組を進めていただきますようお願いをいたします。

町財政全体を見渡し、健全化判断比率4指標を見ますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率は基準内であり、実質公債費比率、将来負担比率は改善されていることは評価に値するものですが、こども園の大規模整備事業を控え、そして多発する自然災害や、本年の新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、この先、予想外の財政出動にも備えなければなりません。

基金の積み立てに際しても、ふるさと応援寄付金の毎年の増、そして財政当局の努力のおかげもあり、令和元年度でも着実に積み立てられておりますが、社会情勢を適切に見極め、取り崩すタイミングや額についてはこれからも議会との相談を密にしていきたい

と思っております。

最後に、少子高齢化社会を見据え、財政上の観点からだけではなく、小さな町単独では得ることのできないようなスケールメリットを生かした事業の実現に向けて、様々な行政分野において、より一層の広域連携の推進にも尽力していただくように、ただし他市に飲み込まれて一方的に不利益だけを被るといような形には決してならないようお願いをいたしまして、呈祥会では令和元年度の決算を「認定」といたします。

以上です。

委員長（三宅 良矢議員）

ありがとうございました。以上で各委員の意見聴取を終わらせていただきます。

委員長（三宅 良矢議員）

理事者の入場を求めますので、しばらくお待ちください。

（理事者：入場）

委員長（三宅 良矢議員）

大変長らくお待たせいたしました。それでは、採決いたします。

認定第1号 令和元年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（三宅 良矢議員）

挙手多数であります。当委員会として、認定することに決しました。

ただいま採決しました内容につきましては、第4回定例会において委員長報告をいたします。

委員長（三宅 良矢議員）

閉会に当たりまして、町長より、最後になりますが、ご挨拶いただきます。

町長（和田吉衛町長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

3日間にわたりまして慎重なご審議を賜り、また、ただいま全ての会計につきましてご認定をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

審議の中では委員の皆様方からいろいろなご指摘がございました。その点につきましては真摯に受け止め、すぐさま検討し、前進させるよう頑張れと、こういうふうに伝えて私も終わっていきたいと思います。

どうもご苦労さんでございました。

委員長（三宅 良矢議員）

ありがとうございました、町長。

委員の皆様方には、3日間にわたりまして慎重にご審査いただきまして誠にありがとうございました。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様には審議に際しご協力を賜り感謝申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましても、本委員会で各委員より指摘のありましたことにつきまして、今後の行財政運営及び予算編成に当たり真摯にお取り組みいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。各委員並びに理事者の皆様、大変お疲れさまでございました。

町長、ちょっとお時間、いいですか。町長、ちょっとお待ちいただきます。すみません。

町長、16年間、誠にお疲れさまでした。議会として、ささやかですが、このように町長に、次のまた新たな門出を祝えるようにと思ひまして贈らせていただきます。まだやり残した思いとか、いろいろあると思うんですけど、後進に譲るという思いと、またこれからも温かく忠岡町を見守っていただきたいと思ひます。誠にありがとうございました。

町長（和田吉衛町長）

ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

お疲れさまでした。（拍手）

何か一言あれば。

町長（和田吉衛町長）

今もご認定いただきまして、誠にありがとうございました。ここでは是枝議員並びに北村議員さんとはずっとお付き合いをしてきたんですけど、顔を見れば十六、七年前を思い出してくるんですけど、皆さんにこんなのを頂けるような出来もしておりません。はっきり言いまして病院を売るとか、そんな全国にない町長でありますので、大変申し訳ないと、こういうふうに思っておりますが、それを教訓に職員の皆さんが頑張ると思ひますので、またいろいろとお仕込みくださいませ。

どうもありがとうございました。（拍手）

（「午後4時54分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年9月30日

決算審査特別委員長 三宅良矢

決算審査特別委員 勝元由佳子

決算審査特別委員 北村孝